

ディスクロージャー

令和7年 JA周桑の現況

〈情報開示資料〉



周桑農業協同組合

J A 綱 領

－わたしたち J A のめざすもの－

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

周桑農業協同組合是

信頼される明るい組合

基 本 方 針

健	全	経	営
良	質	奉	仕
和	心	協	同

当 J A は、農協法第 54 条の 3 により、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する説明書類を作成し、みなさまにご高覧いただけるようにいたしました。

目 次

【ごあいさつ】

1. 経営理念	4
2. 経営方針	5
3. 経営管理体制	5
4. 事業の概況（令和6年度）	6～11
5. 農業振興活動	12
6. 地域貢献情報	12～13
7. リスク管理の状況	14～24
8. 自己資本の状況	25
9. 主な事業の内容	26～37

【経営資料】

I 決算の状況（令和6年度）

1. 貸借対照表	38～39
2. 損益計算書	40～41
3. キャッシュ・フロー計算書	42～43
4. 注記表	44～56
5. 剰余金処分計算書	57
6. 部門別損益計算書	58
7. 財務諸表の正確性等に係る確認	59
8. 会計監査人の監査	60

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	61
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	62
4. 受取・支払利息の増減額	63

III 事業の概況（信用事業）

1. 貯金に関する指標	64
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
2. 貸出金等に関する指標	65～70
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	

⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
3. 内国為替取扱実績	71
4. 有価証券に関する指標	72～73
① 種類別有価証券平均残高	
② 有価証券残存期間別残高	
5. 有価証券等の時価情報等	74
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率	75
2. 貯貸率・貯証率	75

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	76～77
2. 自己資本の充実度に関する事項	78～82
3. 信用リスクに関する事項	83～90
4. 信用リスク削減手法に関する事項	91～93
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	94
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	94
7. CVAリスクに関する事項	94
8. マーケット・リスクに関する事項	94
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	94
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	95
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	96
12. 金利リスクに関する事項	96～97

【JA周桑の概要】

1. 機構図	98
2. 役員一覧	99
3. 特定信用事業代理業者の状況	99
4. 主な施設のご案内	100～102

ごあいさつ

周 桑 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 檜 垣 純 二



皆様には、平素よりＪＡ周桑をご支援・ご利用いただきまして、心よりお礼申し上げます。

さて、日本の農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足など厳しい状態が続く中、ウクライナ危機を発端とした世界的な物価高による資材価格の高騰や異常気象が続いており、農業経営を圧迫し続けている状況です。また、高齢化・大幅な人口減少が懸念される中、ＪＡの経営環境については、信用・共済事業の継続的な収益低下が避けられない状況となっており、将来にわたって地域の農業振興を柱とした総合事業を展開していくためには、安定した経営基盤の確保が最優先課題となっております。

このような中、ＪＡ周桑では、重点課題である「営農振興」「地域・組合員の暮らしを支える」「経営基盤の強化」を実現するため、第７次中期３ヶ年計画の実践計画に基づき、農業者の所得向上・農業生産の拡大に取り組んで参りました。金融共済部門においては、相談機能の充実などによる顧客満足度の向上に努めました。また、本・支所再編については、本所（中央支所）の移転を除き、すべての支所再編を行いました。その結果、別掲の財務諸表のとおり決算ができましたことは、皆様のご理解・ご協力の賜物と厚く感謝を申し上げます。

令和７年度は、新たな支所体制での本格的な事業開始であり、第８次中期３ヶ年計画のスタートとなる年度となります。「～全ての事業は地域のために～」ＪＡ周桑は地域を満足させます！の経営理念のもと、地域・組合員のための自己改革に引き続き取り組み、ＪＡ本来の目的である農業振興を中心とした魅力ある総合事業の展開により、安定した経営基盤の確立を目指します。そして、皆様から必要とされるＪＡ周桑で在り続けるよう、役職員一丸となって事業を進めて参ります。

この小冊子は、当ＪＡの経営方針や経営内容をわかりやすくご紹介するために作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当ＪＡに対する理解を深めていただくとともに、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

令和７年７月

1. 経営理念

経営理念

～全ての事業は地域のために～
J A周桑は地域を満足させます！

J A周桑のめざす姿

私たち J A周桑は、事業改革を通じ、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての総合力をより発揮できる J Aを目指します。

①持続可能な農業の実現

食糧安全保障の確保に向けて、安全で安心な国産農畜産物を環境に配慮しつつ、安定的に供給できる持続可能な地域農業を確立するとともに、消費者の信頼や実需者のニーズにこたえ、農業者の所得増大を支えている姿。

②豊かでくらしやすい地域共生社会の実現

総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担うとともに、様々な活動を通じて、多様な関係者と連携し、協同の力で豊かでくらしやすい地域共生社会の持続的発展に貢献している姿。

③協同組合としての役割発揮

次世代や地域共生社会の構成員とともに、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、経営の健全性を確保し、役割を発揮している姿。

2. 経営方針

《当JAの考え方》

中期3ヶ年計画（令和7年度～令和9年度）に基づく以下の方針に取り組み、地域に根ざした事業展開により、信頼され続けるJA周桑をめざします。

(1) 営農振興

「農業所得の増大」「農業生産の拡大」に向け、安定した生産基盤を維持し、販売力強化による所得増大・産地化の促進に取り組み、管内農業の活性化を図ります。

(2) 地域・組合員のくらしを支える

地域に根ざした事業展開により地域・組合員とのつながりを深め、豊かなくらしのサポートをします。

(3) 経営基盤・内部管理態勢の強化

組織活動を活性化させ、組織基盤の拡充を図ります。また、本・支所再編、営農経済事業の収支改善に取り組み、安定的な事業利益の確保をめざすとともに、収益管理意識の醸成に努め、内部統制の整備・運用を行い、正確な事務処理の定着化を図ります。

3. 経営管理体制

《経営執行体制》

〔理事会制度〕

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、業務執行を担っています。また、総代会で選任された監事が、理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については、専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

《事業の全般的概況》

ウクライナ危機を発端とした世界的な物価高の影響が続く中、肥料をはじめとする資材価格の高止まりや異常気象の常態化により、農業経営およびJA事業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなりました。

こうした中、JA周桑では重点課題である「営農振興」を中心とした総合農協として地域に貢献するため、営農経済事業の収支改善や本・支所再編に向けた取り組みを進めると同時に、合併60周年記念として公式LINEアカウントの作成や記念動画の作成・PRするなど、Webの活用に取り組んで参りました。

営農事業では、営農指導事業の充実による農業生産の拡大に取り組むとともに、積極的な営業活動やWebなどを活用した情報発信を行い、販路の拡大に取り組みました。また、経営実証圃を活用し、担い手の育成を図りました。

信用共済事業では、相談機能の充実を図るとともに、ニーズに応じた保障提供に努め、組合員・利用者との信頼関係を深めましたが、貯金残高は前年より44億1千9百万円の減少となりました。

購買事業では、価格が高止まり状態にある中、資材予約や在庫管理の徹底など生産資材の安価・安定供給に努め、移動購買では、地域と連携した買い物弱者支援に取り組みました。組合員・利用者のニーズに応じた事業展開を進め、購買事業取扱高22億百万円、計画対比102.2%の実績でした。

収支面では、事業総利益が17億9千4百万円で前年対比94.8%、事業利益は1億8百万円で前年対比66.0%となり、当期剰余金は5千2百万円となりました。

令和7年度は、第8次中期3ヶ年計画のスタートとなる重要な年度となります。営農振興を中心とした総合事業を展開するためのJA事業改革に取り組み、地域・組合員に必要とされ続けるJA周桑をめざして参ります。

営 農

営業販売課

青果物全般において、高温障害やカメムシ被害の影響から数量が大きく減少した中、部会と一体となったトップセールスや価格交渉に取り組みましたが、青果物販売高は15億341万円の実績で前年対比94.8%となりました。

また、総合選果場では、計画的な受け入れおよび選果を行うことで経費の節減を図り、前年より330万円の収支改善が図れました。

直 販 課

『周ちゃん広場』では、各組織と連携して食に関するイベント（周年祭・収穫祭）の開催や公式LINEアカウント等のSNSを活用した積極的な情報発信によるファンづくりをはじめ、共選品などの仕入れ強化による商品の充実および新規の産地間提携先への営業活動などの販売力強化に取り組み、取扱高は19億4,739万円の実績で前年対比107.1%となりました。また、会員数については、各サブセンターや支所と連携し、会員数増加に取り組みましたが、前年より1名減の974名という結果になりました。

6次化商品については、あんぽ柿を中心に新たな市場への販路拡大に加え、ネット販売等の販売チャネル拡大に取り組み、関連商品の取扱高は3,624万円で前年より168万円増加しました。

移動購買事業については、女性部・各センターと連携し、移動購買ルートの見直しを行い新規停留所として3ヵ所追加するなど地域の利用客増加に向けた運営に取り組み、年間1,546万円の利用をいただきました。さらには、地域見守り支援の一環として、サポート弁当を65名の方に配送しました。

企画開発課

営農振興支援システムのさらなる活用を行うため、営農指導計画書に基づいたシステムの活用を行うとともに、各課の関連業務への活用に向けて関係各所と協議を進めました。

また、集落営農組織に対する複合経営の提案を積極的に行い、16組織にて複合経営に取り組み、複合面積が2,768aとなりました。

さらに、『周ちゃん広場』にて周年祭・収穫祭の開催や、女性部による子供を対象とした食育イベント「にこにこ食堂」の開催など組織の活性化につなげました。

園芸生産指導課

営農指導計画を基に、年間を通して指導を行い、中間報告および最終報告を行うとともに、営農振興支援システムを活用した農家指導巡回を行い、反収や品質の向上に取り組みしました。また、夏秋胡瓜について、営農振興支援システムで出力した各生産者の個人別成績を報告しました。

さらに、『周ちゃん広場』の生産振興につなげていくため、栽培指導マニュアルをシステム化し、指導の充実に取り組みしました。

生産振興では、メロン、アスパラ、里芋、夏秋胡瓜を中心に取り組みましたが、夏場の酷暑とカメムシ被害が多発し、多くの品目で反収および品質が低下しました。また露地野菜においては、青ネギ栽培の導入検討を進め、令和7年度より受入を開始します。

部会員向けのLINE登録者数については、令和7年3月末時点で各部会員を合わせて520名の登録数となり前年より170名増加しました。

経営実証圃では担い手育成に取り組み、3名の実習生に研修を実施しました。

食糧生産指導課

令和6年産米は、早生品種が高温障害の影響を大きく受けて品質が低下し、中生以降の品種についても高温障害と収穫適期の降雨による影響で品質が低下しました。

集荷については、8月頃から全国的なコメ不足の状況に伴い、前年を大きく上回る価格水準となり、業者との集荷競争が激しい環境の中、大口農家等へのフレコンバックによる出荷の推進に取り組むとともに庭先無料集荷や集荷助成を行いました。集荷量は12万7千袋の実績で計画対比87.6%となりました。

また、愛媛県ブランド米「ひめの凜」の生産拡大を積極的に取り組んだ結果、生産者数は267名で前年対比114名増加となり、作付面積418haで前年対比146haの増加となりました。

資材物流課

農機具課や各課と連携しドローンの実演講習を実施するとともに、土壌分析およびPH・EC計による診断を行い、施肥設計提案による生産コストの削減に取り組みました。

また、資材統一による大型規格や低コスト資材の提案を行うとともに、多発した害虫防除においても全農と連携して価格対策を実施し、安価安定供給に努めました。

農機具課

農機・自動車展示即売会を年2回実施するとともに、最適な農業機械の提案や計画的な保守点検に取り組みました。また、スマート農業の提案としてドローンのデモ機を使った製品説明を行い、新規に2台の販売を行いました。

農機取扱高は、5億1,153万円の実績で98.3%、車輛は、1億1,849万円の実績で107.7%の達成率でした。

金融共済

貯金課

組合員・利用者のくらしを支える地域に根ざした金融機関として、世代別のニーズに応じた金融商品・サービスの提供を積極的に展開するとともに、各種研修による職員知識の向上や定期的な相談会の開催により相談機能の強化を図りました。また、ＡＴＭを増設して管内全地区に設置することで、組合員・利用者の利便性向上を図りました。

貯金残高については、計画1,477億2,900万円に対し、1,414億9,326万円の実績となり95.7%の達成率でした。年金については、年間獲得目標463件に対し、439件の実績で94.8%の達成率、年間予約目標253件に対しては、259件の実績で102.3%の達成率でした。

融資課

農業者訪問を通じて対話の中から資金需要の把握を行い、適切な農業資金の提案を行いました。また、各種ローンキャンペーンやＪＡローンご利用感謝訪問に取り組むことにより、ライフステージに応じた生活資金の提案に努めました。

債権管理については、延滞債権の早期回収を行い、不良債権化の未然防止と債権の健全化に努めました。

貸出金残高計画246億900万円に対し、239億8,033万円の実績となり97.4%の達成率でした。

共済課

契約内容のお知らせや、請求漏れの確認など、組合員・利用者に寄り添った活動を展開し、ライフプランに合わせた提案活動を行いました。また、Ｗｅｂマイページの登録拡大による契約者の利便性向上に取り組みました。

自動車共済については、継続時の保障拡充、証券回収からの新規契約獲得に取り組みました。

新契約目標「ひと・いえ・くるま」2,862,850ポイントに対し、2,318,782ポイントの実績で80.9%の達成率でした。

生 活

生 活 課

生活事業については、地域に根ざした事業展開を行い、取扱計画9,900万円に対し、1億268万円の実績で103.7%の達成率でした。

燃料については、為替・国際情勢等により原油価格の高騰が続くなか、安価・安定供給に努め、取扱計画3億5,000万円に対し、3億5,304万円の実績で100.8%の達成率でした。

L Pガスについては、ふれあい活動を通じて保安の確保と事故防止に努め、取扱計画1億3,000万円に対し、1億4,348万円の実績で110.3%の達成率でした。

葬 祭 課

葬儀形態の変化に柔軟に対応するとともに、地域利用者のニーズに応じた葬祭関連事業の拡販に努めましたが、取扱計画3億7,837万円に対し、3億5,387万円の実績で93.5%の達成率でした。葬儀年間利用件数は420件（うち会館葬383件、会館葬率91.1%）でした。

企 画 管 理

企画管理課

第7次中期3ヶ年計画の実現に向け、本・支所再編と営農経済事業改革を柱とした事業改革に取り組み、本所（中央支所）設置工事以外は完成しました。

また、合併60周年事業として記念動画の作成や特設HPを開設し、Webを活用した事業展開の入り口として、公式LINEアカウントを開設しました。

さらには、広報誌やLINEなどを通じた積極的な情報発信を行うと同時に、指導業務をサポートする営農振興支援システムの活用について、営農部と連携して取り組みました。

総 務

庶 務 課

組織基盤の充実・強化と財務基盤の健全化に取り組み、出資金の期末残高は、29億7,229万円で、組合員数は15,232名となりました。

また、原価意識の徹底を図り、経費の節約に努めました。

人 事 課

就職説明会への参加やJ A独自の説明会の開催をはじめ、ホームページや就職サイトを活用した情報発信、学校訪問など、人材確保に向けての積極的なアプローチに取り組みました。

また、職員教育に関しては、幅広く柔軟に対応できる職員を育成するため、接遇研修や管理者研修等の受講、各種資格取得に努めました。

コンプライアンス対策室

コンプライアンス対策課

役職員の研修会等を通じて、コンプライアンス意識の高い職場風土の醸成に取り組みました。

また、連続職場離脱や各種点検を実施することにより、不祥事未然防止に努めました。

リスク審査課

貸出金および購買未収取引の審査を厳格に行うとともに、与信リスクの低減に努め、資産の健全性確保に努めました。

監 査 室

全部署に対して無通告による内部監査を実施し、業務の適切性・有効性を検証するとともに、問題点の改善提案を行いました。

また、監事および会計監査人との連携を図り、効果的・効率的な内部監査を行いました。

5. 農業振興活動

《信頼に応える農畜産物の生産・販売》

積極的な生産振興による生産・販売量の増大に取り組むと同時に、品目ごとに栽培基準を決定し、栽培履歴の記帳・提出・認証により「J A周桑ブランド農産物」として品質保証を行い、消費者に対して安全・安心を提供しています。

《担い手育成強化》

担い手の経営基盤の強化を図ることにより、米麦を中心とした地域水田農業の活性化を図っています。また、経営実証圃を活用し、新規就農者や担い手の育成・支援に取り組んでいます。

《『周ちゃん広場』の機能強化》

『周ちゃん広場』を起点として、地産地消を推し進めるとともに食育活動にも積極的に取り組むなど、地域に密着した店舗づくりに努めています。

《農業関連融資》

「農業近代化資金」「J A農業おまかせ資金」に加え、「担い手法人支援貸越」等のオリジナリティのある商品で、農家のニーズに対応しています。

6. 地域貢献情報

《社会的責任と貢献活動》

当J Aは、平成16年11月の行政合併により誕生した西条市の内、旧東予市、旧周桑郡（丹原町・小松町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の皆様が組合員となって運営しています。組合員数15,232名、出資金29億72百万円（処分未済持分1億53百万円を含む）となっています。

当J Aは、組合員はもちろん、地域の皆様や事業主の皆様からお預かりした貯金を「資金源」としています。また利用者ニーズに対応する資金の提供を行い、地域経済の発展に寄与しています。

役職員一同、地域社会の一員として、地域に根ざした活動を通じて、地域住民の方々から信頼され安心してご利用いただけるJ Aをめざしています。

(1) 資金調達の状況

令和6年度末の貯金残高は、1,414億93百万円となっています。お客様の貯蓄目的・期間・金額に合わせてご利用いただけるよう、各種貯金商品を取り扱っています。

また、各世代の貯蓄ニーズに応えるため、子育て応援定積「未来へ」や「退職ライフ定期積金」を販売するとともに、年金受給者等を対象とした「年金花道定積」「と

くとか定期」などを取り扱っています。

(2) **地域への資金供給の状況**

令和6年度末の貸出金残高は239億80百万円で、その内訳は、組合員164億4百万円、地方公共団体75億41百万円、その他33百万円となっています。

また、農業関連資金については496件、6億64百万円の取り扱いとなっています。

(3) **文化的・社会的貢献に関する事項**

貢献活動として、次のようなものが挙げられます。

- ・春と秋、年2回の献血車の訪問に際し、多くの職員が協力しています。
- ・男性職員の多くが、地元の消防団員として活動しています。
- ・西条市と「災害時における支援物資集配拠点の運営に関する協定」を締結し、防災力の強化を行政と連携して取り組んでいます。
- ・高齢者、一人暮らしの組合員の方などを対象に、見守りを兼ねた「周ちゃん暮らしのサポート弁当」を配食しています。
- ・年金をJAで受給されている方を対象とした「年金友の会」は、昭和58年に発足し、令和6年度の会員数は8,694名となりました。年1回、支部毎に年金友の会総会を開催し、会員相互の親睦を深めています。
- ・西条西警察署・交通安全協会と連携を図り、防犯・交通安全啓発活動を行っています。
- ・当JAの広報誌「しゅうそう」では、事業活動や身近な話題、安全・安心な農作物をキーワードに、生産者と消費者である組合員の皆様に情報発信をしています。
- ・JA周桑公式LINE・ホームページ等により、お得で新鮮な情報発信を行っています。

(4) **地域密着型金融への取り組み**

農業者のメインバンクとして、経営改善支援、事業再生支援、経営環境への助言やニーズに合致した金融サービスの提供を行っています。

農業関連資金として、「農業近代化資金」「JA農業おまかせ資金」をはじめ、担い手営農集団（法人）の育成支援として、「担い手法人支援貸越」などの商品を用意し、農業経営支援を積極的に行っています。

また、一定の条件を満たした農業資金に対しては利子補給を行い、農業者に対して継続的な支援を行っています。

7. リスク管理の状況

《リスク管理体制》

組合員・利用者の皆様に安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備し、収益とリスクの適切な管理や適切な資産自己査定の実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、債権の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスクや価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスクや価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した資産・負債の管理（以下ALM）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運

用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握し、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し、能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続に係る各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

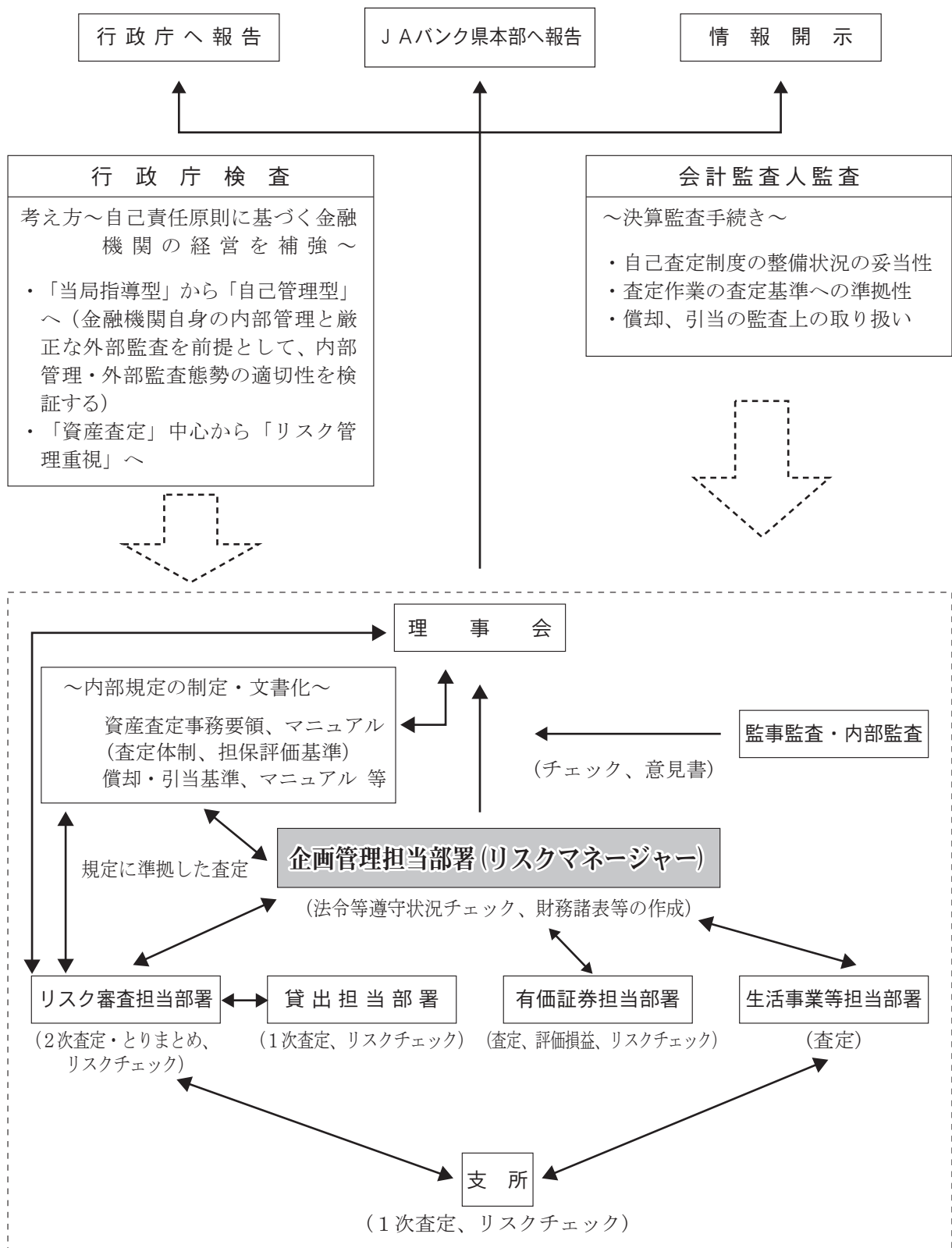
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA周桑業務継続計画（BCP）」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



《法令遵守態勢》

〔コンプライアンス基本方針〕

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っています。

また、金融機関として、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者の保護を確保するとともに金融の円滑化のため、各種業務の健全かつ適切な運営を確保するよう、公共的使命を担っています。

特に、金融の自由化や国際化の進展に伴って、金融機関の業務内容や直面するリスクが多様化・複雑化する状況の中で、当J Aにおいても自己責任原則に則り、徹底した自己規律・自助努力が要請され、法令等を遵守した業務運営の透明性および経営の健全性が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、金融環境の変化に適切に対応し、当J Aの基本的役割を果たしていくため、役職員一人一人が不断の努力を行うことを誓い、次の事項を基本方針として取り組みます。

1. 農業協同組合の基本的使命と社会的責任

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

2. 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供等を通じて、組合員・利用者および地域社会の発展に貢献します。

3. 法令や社会規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

4. マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との取引は、これを断固として排除します。

5. 地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

〔コンプライアンス運営態勢〕

●統括部署の設置

・統括部署

コンプライアンス対策室を統括部署とし、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理します。

・統括部署の業務

- ① 組合のコンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理
- ② コンプライアンス・マニュアルおよび関係規程等の制定・見直し・保管
- ③ コンプライアンス・プログラムの策定および進捗管理
- ④ コンプライアンスについての教育・啓発
- ⑤ コンプライアンス上の問題発生時等の関係部署に対する調査・事後処理・防止等の指示ならびに報告内容の取りまとめおよび再発防止策等の企画・指示
- ⑥ 重要なコンプライアンス上の問題発生時のコンプライアンス委員会への報告
- ⑦ コンプライアンス委員会の事務局
- ⑧ その他コンプライアンスに関すること

●コンプライアンス責任者および担当者

・コンプライアンス責任者

コンプライアンスを適正に管理・実践するために、室・部長をコンプライアンス責任者とします。

・コンプライアンス担当者

コンプライアンスの徹底状況を日常的にモニタリングするとともに、職員のコンプライアンス・マインドの向上を図るため、部署ごとに配置します。

責任者は、コンプライアンス担当者を統括部署に報告します。

・コンプライアンス責任者および担当者の役割

- ① コンプライアンスに関する相談対応（相談窓口）
- ② コンプライアンス関連事項の統括
- ③ 規程等の制定・整備・指導
- ④ コンプライアンスについての教育・啓発
- ⑤ コンプライアンス上の問題発生時のコンプライアンス主管部署およびコンプライアンス統括部署への連絡・相談・報告と対応
- ⑥ コンプライアンスリーダーを通じた付属事業拠点のコンプライアンスの実践

●コンプライアンス委員会

コンプライアンス状況を総合的に把握・管理し、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置します。

・委員会の目的

当J Aのコンプライアンス態勢に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行い、当J Aの各種法令、社会規範、規程等の遵守態勢を確立・発展させていくことを目的としています。

・委員会の構成

委員長	代表理事組合長
副委員長	代表理事専務
委員	常務・常勤監事・参事・室長・部長・人事課長
顧問	必要に応じて弁護士や警察OB等の出席を要請
事務局	コンプライアンス対策室（統括部署）

・委員会の役割

- ① コンプライアンスに関する諸規程等の制定・見直し
- ② コンプライアンス態勢に係る企画・推進
- ③ コンプライアンスの徹底状況や問題案件の総括と経営層への報告
- ④ コンプライアンス・プログラムの策定・進捗管理
- ⑤ その他（法務リスク等に関する事項の検証）

●コンプライアンス報告制度

コンプライアンス責任者または担当者が違反行為を発見したとき、または職員から違法行為があったと報告を受けたときは、「コンプライアンス報告書」にその概要を記入し、統括部署に提出します。

ただし、コンプライアンス責任者および担当者以外の職員がコンプライアンス責任者または担当者の違法行為を発見した場合は、直接統括部署へ報告できるものとします。

●コンプライアンス研修計画

コンプライアンスの理解と遵守意識の組織内浸透を図るとともに、その実効を期するために以下の研修を実施します。

・役員によるコンプライアンス意識の高揚

常勤役員の所場巡回や企画委員会、支所長・課長合同会、渉外グループ合同会、担当職員会、職員会等あらゆる機会を通じて、取り組み姿勢の表明による意識・組織風土の醸成を図ります。

・コンプライアンス研修計画

① 集合研修

対 象 者	実 施 時 期	内 容
新人職員（２年未満）	令和７年７月	コンプライアンスの基礎知識
理事・監事	令和７年８月	不祥事発覚ＪＡにおける内部統制上の不備等について
コンプライアンス 責任者・担当者	令和７年８月 令和７年１１月	個人情報保護 責任者・担当者の役割
全 職 員	令和７年４月 令和７年６月 令和７年９月 令和７年１１月 令和７年１２月 令和８年３月	職員の役割 コンプライアンス全般

② ＯＪＴ研修（On the Job Training：業務遂行を通して訓練を行うこと）

各部署において、コンプライアンス責任者および担当者が実施します。

③ コンプライアンス・オフィサー認定試験

金融共済部、支所、その他関係職員等対象 令和７年６月、１０月、令和８年３月

●個人情報保護方針

周桑農業協同組合（以下「当ＪＡ」といいます）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報正しく取り扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．関連法令等の遵守

当ＪＡは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当ＪＡは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当J Aは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当J Aは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当J Aは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱い

当J Aは、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当J Aは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当J Aは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当J Aは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当J Aは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 J A は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●情報セキュリティ基本方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 J A は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 J A は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当 J A は、組合員・利用者の生活設計とニーズに応じた商品・サービスと「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況については、定期的に公表するとともに、より一層組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、必要に応じて方針を見直してまいります。

注）共済事業は、当 J A と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
(1) 金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の暮らしに便利な商品・サービスを、勤労世代から高齢者や農業従事者等の利用者の特性に応じて、また、ライフスタイルの変化等に合わせて提供します。

(2) 共済仕組み・サービス

当ＪＡは、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く環境の変化やリスクに応じて、「安心」「安全」に備えられるよう、最良・最適な共済仕組みやサービスを提供します。

なお、当ＪＡは、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は行っておりません。

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

当ＪＡは、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに「寄り添った活動」に取り組めます。

(1) 信用事業の活動

① 組合員・利用者の皆さまの暮らしを支えるため、地域に根ざした金融機関として世代別のニーズに応じたご融資や貯金等の金融商品のご提案やご相談に応じてまいります。特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、十分にご理解いただけるようより丁寧の説明を行います。

② 商品・サービスのご提案にあたっては、組合員・利用者の希望に沿った内容となるよう考慮したうえで、パンフレット・タブレット等を活用しながら、可視化したわかりやすい説明による情報提供を実施します。特に、組合員・利用者が負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧に説明します。

(2) 共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまに対しては、各種公的保険制度等にかかる情報を提供していくとともに、ご加入をご検討している方には、一人ひとりのその目的やライフプラン等を確認し、それぞれの意向に見合った保障・サービスをご提案します。

② 共済のご加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、ご提案内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、パンフレットやタブレット等を活用し、専門用語ではなくわかりやすい言葉で重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を行います。

③ 特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より一層わかりやすい丁寧な説明を行うとともに、ご家族の方にもご理解得られるよう、ご契約時にはご家族の同席等をいただくなど、きめ細やかな対応を行います。

④ なお、共済のご加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただくような手数料等はございません。

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当ＪＡは、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまにご理解いただきやすくするため、専門用語ではなくわかりやすい言葉での説明を心掛けるとともに、日々の訪問等を通じてより一層「安心」していただけるよう近況確認・保障内容確認・保障点検活動を行います。

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当ＪＡは、訪問活動を通じて、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など）」を真摯に受け止め、業務改善に努めるとともに信頼

される組合づくりをめざします。

5. 利益相反の適切な管理

当JAは、組合員・利用者の皆さまへの信用・共済商品のご案内にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みのご提案・ご契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当JAは、組合員・利用者の皆さまからの多様なニーズに応え、「信頼」・「満足」していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供し続けるとともに堅確な事務・業務を遂行するため、職員に対する継続的・定期的な研修機会の提供のほか各種資格取得の支援等の人材育成に取り組み、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

< 内部研修・資格制度 >

- ・証券外務員研修
- ・ライフアドバイザー認証要件研修
- ・公的保障研修
- ・税務アドバイザー養成研修
- ・年金アドバイザー養成研修 等

< 取得を推奨する外部資格 >

- ・証券外務員1種
- ・内部管理責任者
- ・FP2級技能士
- ・金融コンプライアンスオフィサー2級
- ・保険コンプライアンスオフィサー2級 等

●貸出運営についての考え方

1. 地域農業者のメインバンク機能の強化

農業者・農業法人の資金ニーズに応えるべく年間を通じて訪問を行い、営農部門とともに農業経営の支援に努め、地域農業とのつながりを深めることで、地域農業者のメインバンクをめざします。

2. 利用者サービスの充実

ローンのWeb受付、既利用者への公式LINEの活用促進・情報配信を行うことで幅広い世代へ利便性の提供を行います。

●金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

各支所窓口のほか下記の窓口でも受け付けています。

信用事業（担当部署：貯金課） 電話：0898－68－6266
共済事業（担当部署：共済課） 電話：0898－68－0808
※受付時間：9時～17時（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089－941－6279）

上記 1. の信用事業窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・
J F マリンバンク相談所、電話：03－6837－1359）にお申し出下さい。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03－5368－5757）

<https://www.jcia.or.jp>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。
ただ、1. の共済事業窓口にお問い合わせ下さい。

《内部監査体制》

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A のすべての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会・代表理事組合長・監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

《自己資本比率の状況》

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員・利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

また、内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、19.69%となりました。

《経営の健全性の確保と自己資本の充実》

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	周桑農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,972百万円（前年度2,985百万円）

（※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより、自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することによって経営の健全性維持・強化を図っています。

とりわけ、財務基盤強化のため事業計画に基づき増資運動に取り組みましたが、令和６年度末の出資金額は対前年度比１千３百万円減の29億72百万円となりました。

9. 主な事業の内容

ご存知ですか？ J A 事業

J A 周桑は日本の食料を守る営農事業（指導・販売）のほか、皆様の日常生活に欠かせない信用事業（貯金・融資・為替）、共済事業（生命・損害共済）、経済事業（生産・生活）などを総合的に営んでいます。

一般の営利企業とは本質的に違い、組合員や地域の皆様のお役に立ち、信頼される J A を目指して日々努力を重ねています。

組合員でない方も貯金、共済、購買などは今すぐご利用いただけます。

組合員になれますと、ローンなど融資も手軽にご利用いただけます。



それでは、簡単に J A 周桑
の各事業をご紹介します。



＊ 信用事業 ＊

信用事業では、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A、信連、農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

組合員はもちろん、地域の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。商品内容は、普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金があり、目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

令和7年4月1日現在

種 別		特 徴 と 内 容	期 間	1回のお預け入れ額
総合口座	普通貯金	《1冊で4つの機能》 受取る・支払う・貯める・借りるの4つの機能を1冊の通帳にまとめた便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金	定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の90%（最高500万円）まで自動的に借り入れいただけます。	各定期貯金の種類に準じます	各定期貯金の種類に準じます
	定期積金		各定期積金の種類に準じます	各定期積金の種類に準じます
普通貯金		《サイフ代わりに》 手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払い等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決済用貯金	普通貯金（無利息型）	《サイフ代わりに》（全額貯金保険の対象となります） 普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品となります。	出し入れ自由	1円以上
	当座貯金	《高い利便性》（全額貯金保険の対象となります） 手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上の支払いや代金回収に最適です。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		《短期の運用に》 まとまった資金の短期間の運用に有利です。お引出しの場合は、2日前までにご連絡が必要です。	7日以上	50,000円以上
貯蓄貯金		《いつでも使える有利な貯蓄》 お預け入れ・お引出しが自由でお預け入れ額によって金利がアップします。普通貯金とのスウィングサービスもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
期日指定金		《お得な1年複利の貯蓄》 1年複利の有利な貯金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、1年据え置き後は貯金の一部を払い出すこともできます。 総合口座とのセットで自動融資がご利用いただけます。	最長36ヵ月 1年据置後自由に満期日を指定	1円以上 300万円未満
スーパ一定期貯金		《マネープラン・ライフプランに合わせて選択》 お預け入れ額がお手頃な定期貯金です。期間は、1ヵ月・2ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年の定型方式と、1ヵ月を超え5年未満の期日指定方式があります。定型方式の場合は、総合口座とのセットで自動融資がご利用いただけます。	1ヵ月以上 60ヵ月以内 期日指定方式 1ヵ月超5年未満	1円以上
大口定期貯金		《確実に大きく増やす》 1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。期間は、1ヵ月・2ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年の定型方式と、1ヵ月を超え5年未満の期日指定方式があります。定型方式の場合は、総合口座とのセットで自動融資がご利用いただけます。	1ヵ月以上 60ヵ月以内 期日指定方式 1ヵ月超5年未満	1,000万円以上
積立式定期貯金		《ライフサイクルに合わせて着実に》 毎月一定日に定期を積立てる方法と、積立額・積立日も自由な方法があります。旅行やお子様の教育費等の資金づくりに、無理なく有利な貯金です。	満期型 6ヵ月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定め無し	1円以上

種 別		特 徴 と 内 容	期 間	1回のお預け入れ額
変 動 金 利 定 期 貯 金		《金利情勢に応じた運用に》 お預け入れ期間中、6ヵ月毎に市場金利の動向に応じて金利が変わる定期貯金です。 利息は6ヵ月毎の複利計算で満期時一括課税のため、お得になります。	1 年 2 年 3 年	1 円 以上
	譲 渡 性 貯 金 (N C D)	《資金事情の変化に応じた運用に》 満期前解約はできませんが、途中で第三者に譲渡できる貯蓄で短期間の運用に有利です。	定型方式 1ヵ月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上
財 形 貯 蓄	一 般 財 形	《勤労者の資金づくりに》 「資金形成の第1歩」をお手伝いします。お勤めの方が対象です。給料から天引きされますので、知らぬ間に大きく貯まります。ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	36ヵ月以上	1 円 以上
	財 形 年 金	《老後の備えに》 豊かな老後の備えとしての年金受取型財形貯金です。退職後も利子は非課税となります。財形住宅と合算して、元利合計550万円まで非課税です。	60ヵ月以上	1 円 以上
	財 形 住 宅	《マイホーム取得の資金づくりに》 住宅取得を目的とした貯蓄です。財形年金と合算して、元利合計550万円まで非課税です。	60ヵ月以上	1 円 以上
定 期 積 金		《毎月無理なく確実に積立》 毎月一定日に掛金を払い込み、満期日にまとまった給付金を受取る積立金です。結婚資金・旅行費用・入学費用の積立には最適です。	定型方式 6ヵ月以上10年以内 期日指定方式 6ヵ月超10年未満	1,000円以上
子育て応援定積 「 未 来 へ 」		《お子様の将来への備えを応援します》 18歳未満のお子様のご両親ならどなたでも契約ができ、金利も優遇しています。将来の学費などの積み立てにどうぞ！	12ヵ月以上 120ヵ月以内	5,000円以上 契約金額 50万円以上 300万円以内
退 職 ラ イ フ 定 期 積 金		《50歳代限定》 満期を退職予定の年月に設定。ご家庭・ご夫婦で記念に海外旅行など、心も体もリフレッシュ。そんな夢を叶えます。	12ヵ月以上 120ヵ月以内 (満期は退職予定 の年月を指定)	10,000円以上 契約金額 100万円以上 300万円以内
ライセンス定積		《自動車免許取得資金づくりに》 自動車免許取得費用を計画的に積み立てます。自動車教習所と提携し、高校卒業後3年以内に教習予約した場合、教本・問題集代サービスの特典があります。	12ヵ月以上 120ヵ月以内	契約金額 30万円以上
ルミエール定積		《葬祭等の経済的負担の軽減に》 ルミエール定積・定期をご契約いただきますと、ルミエール会員として色々な特典が受けられます。	60ヵ月以上 120ヵ月以内	5,000円以上
ルミエール定期			1ヵ月以上 60ヵ月以内	100万円以上 (ルミエール定積満期振替 分は30万円以上可)
年 金 花 道 定 期 積 金		《まかせて安心の年金生活》 年金友の会会員限定の定期積金です。払込方法は、原則口座振替です。	36ヵ月以上 120ヵ月以内	年金花道定期積金 1,000円以上 年金花道定期積金 (ルミエール会員付) 5,000円以上
年 金 花 道 定 期 積 金 (ルミエール会員付)		《まかせて安心の年金生活》 年金友の会会員限定の定期積金で、ルミエール周桑の特典付きです。払込方法は、原則口座振替です。	60ヵ月以上 120ヵ月以内	契約金額 一方または両方 を合わせて 500万円以内
と く と く 定 期 貯 金		《スーパー定期貯金の1年もの》 J A周桑に年金受取口座を指定されている方、J A周桑に年金の受取を予約された方の定期貯金です。	定型方式 1 年	契約金額 10万円以上 1,000万円以内
J Aセカンドライフ 応 援 定 期		《退職金の運用をサポート》 大切な退職金を、特別な金利でお預かりします。	①3ヵ月 ②1年・3年・5年 ①の満期後、② の期間をお選び いただけます	100万円以上 (退職金受取額 を上限とします)

※その他の商品については、貯金窓口でお問い合わせ下さい。

(2) 貸出（融資）業務

組合員をはじめ、地域の皆様のくらしに必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体や集落営農組織などにもご融資し、地域経済の発展に寄与しています。

種 類	資金使途	ご融資額	ご融資期間	備 考
マイカーローン	自家用車・バイク購入・車検・運転免許取得など	1,000万円以内	15年以内	
教育ローン	受験費用・学校納付金・家賃など		15年以内 (在学中据置可能)	小学校以上の学校に就学予定（就学中含）のお子様がいらっしゃる方
住宅ローン (一般型) (100%応援型) (借換応援型)	住宅の新築、増改築、中古住宅購入資金、他金融機関からの住宅ローンの借換資金など	10,000万円以内	40年以内	長期固定段階金利、全期間固定金利、変動金利、固定金利選択の4種類
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修および住宅関連設備資金など	1,500万円以内	20年以内	
多目的ローン	ご旅行、結婚資金など生活に必要な資金	500万円以内	10年以内	
カードローン	生活に必要な一切の資金	(限度額) 300万円以内	1 年 (自動更新)	約定返済
営農ローン	営農等に必要な資金	(限度額) 300万円以内		専用口座にセット 低金利
共済担保貸付	自由	担保共済証書の貸付可能額以内	10年以内	共済契約が保障のみでなく資金として活用できます
農業近代化資金	農機具、農業用設備投資資金	個人1,800万円以内 法人2億円以内	最長15年以内 (事業内容により)	特別低金利資金 (利子補給あり)
農機ハウスローン	農機具、農業用設備投資資金	1,800万円以内	10年以内	低金利資金 (当初3年間の利子補給あり)
J A 農業 おまかせ資金	農機具、農地取得、農産加工への挑戦	認定農業者個人3,600万円 認定農業者以外の個人3,000万円 認定農業者法人7,200万円 認定農業者以外の法人6,000万円	設備資金15年以内 運転資金7年以内	低金利資金 (当初3年間の利子補給あり)

※このほか、各種資金を取り扱っています。プランにあわせてご利用下さい。

(3) 為替業務

全国の J A ならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取り扱いを通じ、地域の皆様へのサービス向上に努めています。

(4) 国債窓口販売業務

「新窓販国債（2年固定・5年固定・10年固定）」・「個人向け国債（10年変動・5年固定・3年固定）」の窓口販売を本所（貯金課）において行っています。

(5) サービス・その他の業務

当 J A ではオンラインシステムを利用して、給料・年金等の各種自動受取・公共料金・クレジット等の各種自動支払などの口座振替サービスを取り扱っています。さらに、事業主の皆様のための給与振込サービスなどを取り扱っています。

また、A T M を利用すれば全国の J A での貯金の入出金や、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金をお引き出しいただけるなど、様々なサービスの提供に努めています。

(6) J A カード

国内・海外でのお買い物にご利用いただけるクレジットカードです。もちろん、『周ちゃん広場』でもご利用いただけます。

一体型カードにすれば、I C キャッシュカードと J A カードが 1 枚になり、より便利です。

(7) J A ネットバンク・J A バンクアプリプラス

窓口や A T M に行かなくても、パソコン・スマートフォンから残高照会や振込などの各種サービスを気軽にご利用いただけます。

(8) J A ネットローン

24時間・365日、パソコン・スマートフォンから各種ローンの金利チェックと事前申込を気軽にご利用いただけます。

信用事業手数料一覧表

為替手数料

区 分				手 数 料 (消 費 税 含)																
				J A ネットバンク				A D P			A T M利用			定時定額自動振込	総 合 振 込			窓口利用		
				個人	法人			A D P			県内系統 キャッシュカード	県外系統 キャッシュカード	他行 キャッシュカード※1		M T 等	帳 票	給与・賞与			
					振込(振替)	振込(振替)	総合振込	給与・賞与	振込(振替)	総合振込									給与・賞与	
月額基本 手数料	照 会 振 込 サ ー ビ ス			無料	1,100円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	照 会 振 込 サ ー ビ ス + デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス			無料	3,300円			3,300円			-	-	-	-	-	-	-			
振 込 手 数 料	当 店 宛	3万円未満		1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	220円	無料	110円	110円	無料	330円	
		3万円以上		1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	440円	無料	220円	330円	無料	550円	
	当 組 合 本 支 所 宛	3万円未満		1件	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	330円	
		3万円以上		1件	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	550円	
	県 内 系 統 金 融 機 関 宛	3万円未満		1件	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	330円	
		3万円以上		1件	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	550円	
	県 外 系 統 金 融 機 関 宛	3万円未満		1件	110円	110円	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	220円	110円	110円	220円	無料	330円	
		3万円以上		1件	220円	220円	220円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	440円	220円	220円	440円	無料	550円	
	他金融 機関宛	電信扱	3万円未満		1件	220円	275円	275円	220円	275円	275円	220円	385円	385円	495円	275円	275円	495円	220円	605円
			3万円以上		1件	220円	330円	330円	220円	330円	330円	220円	550円	550円	660円	330円	330円	660円	220円	770円
		文書扱	3万円未満		1件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	660円
			3万円以上		1件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	880円
給与振込 手数料	当 組 合 本 支 所 ・ 系 統 金 融 機 関 宛			1件	無 料															
	他 金 融 機 関 宛			1件	220円															
代金取立 手数料	小切手等の店舗入金※2			1通	220円															
	当 組 合 本 支 所 宛			1通	220円															
	電 子 交 換			1通	440円															
	個 別 取 立 ※ 3			1通	1,100円															
そ の 他 諸手数料	振 込 組 戻 料			1件	880円															
	不 渡 手 形 返 却 料			1通	880円															
	取 立 手 形 組 戻 料			1通	880円															
	取立手形店頭呈示料			1通	ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。 880円															

※1 他行キャッシュカードにて当組合のA T Mを利用して振込する場合、上記手数料のほかに時間帯等に応じて、別途A T M支払手数料が必要となります（提携金融機関の場合、無料時間帯もあります）。

※2 当組合本支所を支払場所とする店頭入金は、無料とします。

※3 「電子交換所」に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要となるもの。

発行手数料

区 分			手数料（消費税含）	
小 切 手 ・ 手 形 用 紙 等	小切手用紙交付料		1冊（50枚）	3,300円
	約束手形用紙交付料		1冊（50枚）	3,300円
	為替手形用紙交付料		1冊（20枚）	3,300円
自己宛小切手発行			1枚	550円
口座開設（ローンカード発行）			1口座	無 料
残 高 証 明 書	当組合所定用紙での発行		1通	440円
	当組合所定外用紙での発行	監査法人	1通	3,300円
		その他	1通	1,650円
貸 出 金 関 係 証 明 書	融資証明書		1通	440円
	利息支払証明書		1通	440円
取引履歴明細表（注）			1取引先	550円
再 発 行	通帳		1冊	1,100円
	証書		1枚	
	キャッシュカード		1枚	
	I Cキャッシュカード		1枚	
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード		1枚	
	ローンカード		1枚	

（注）一般取引先（個人・法人）に限ります。

両替手数料（1取引につき）

窓 口 両 替	枚 数	手数料（消費税含）
	50枚以下	無 料
	51枚以上 100枚以下	220円
	101枚以上 500枚以下	440円
	501枚以上 1,000枚以下	770円
	1,001枚以上	1,000枚毎に 330円追加

※同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料です。

未利用口座管理手数料

内 容	手数料（消費税含）
未利用口座 管理手数料	1口座（年間） 1,320円

※令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が10,000円未満の口座を対象とします。

※残高が手数料に満たない場合は、残高相当額を手数料として徴収します。

大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料（消費税含）
大量硬貨 入出金 手数料	～100枚	無 料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚毎に 330円追加

ATM利用手数料

●キャッシュカード・ローンカード（1件につき）

区 分			利 用 時 間		手数料(消費税含)
農協カード	当組合カード 県内農協カード	平日 土曜日 日曜日 祝日	受 入 支 払	8：00～21：00	無 料
	県外農協カード	平日 土曜日 日曜日 祝日	受 入 支 払	8：00～21：00	
	J F マリンバンクカード	平日 土曜日 日曜日 祝日	支 払	8：00～21：00	
伊予銀行カード 愛媛銀行カード 三菱UFJ銀行カード		平日	支 払	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
		土曜日 日曜日 祝日		8：00～21：00	110円
(J F マリンバンクカード、伊予銀行カード、愛媛銀行カード、三菱UFJ銀行カードを除く)		平日	支 払	8：00～ 8：45	220円
				8：45～18：00	110円
				18：00～21：00	220円
		土曜日 日曜日 祝日		8：00～21：00	220円
ゆうちょ銀行ATM利用 ※当組合カードでゆうちょ銀行のATMを利用した場合の手数料です。		平日	受 入 支 払	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
		土曜日 日曜日 祝日		8：00～21：00	110円
イーネットATM、 ローソン銀行ATM、 セブン銀行ATM利用 ※当組合カードでイーネットATM、ローソン銀行ATM、セブン銀行ATMを利用した場合の手数料です。		平日	受 入 支 払	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
		土曜日		8：00～ 9：00	110円
				9：00～14：00	無 料
				14：00～21：00	110円
		日曜日 祝日		8：00～21：00	110円

＊ 共 済 事 業 ＊

共済事業では、終身・養老・がん・医療・介護・年金・こども・生活障害・特定重度疾病・認知症などの生命共済のほか、保障範囲の広い建物更生共済、さらに自動車・自賠責・傷害などの損害共済を取り扱い、生命保険会社と損害保険会社の両方の機能を併せもった保障を提供しています。

○長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

種 類	共済期間	特 徴
終 身 共 済	終 身	万一のときはもちろん、ニーズに合わせた特約により、さまざまな備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	終 身	健康に不安がある方でも、簡単な告知で万一保障を確保することができます。また、80歳までご加入することができます。
一 時 払 終 身 共 済	終 身	まとまった資金を活用して、万一に備える一生涯の共済です。また、90歳までご加入することができます。
生 存 給 付 特 則 付 一 時 払 終 身 共 済	終 身	万一に備える一生涯の保障とともに、生前贈与および農業者の事業承継ニーズにも対応できます。
養 老 生 命 共 済	5 ～ 30 年 満 期 50 ～ 88 歳 満 期	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。さまざまな特約を付加することで、保障を充実させることができます。
一 時 払 養 老 生 命 共 済	5 年 ・ 10 年	一時資金を活用して、将来の資金づくりをしながら万一のときの保障を確保できるプランです。
定 期 生 命 共 済	5 年・10 年・15 年 （ 更 新 ） 50 歳・55 歳・60 歳 65 歳・70 歳・75 歳 80 歳・90 歳・99 歳 （ 満 了 ）	万一の状態を一定期間保障する、掛け捨てタイプの共済です。
定 期 生 命 共 済 （ 逡 減 期 間 設 定 型 ）	60 歳・65 歳・70 歳 75 歳・80 歳 満 了	ライフステージに応じて保障金額を逡減させることで、低廉な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
が ん 共 済	終 身 80 歳 満 了	最新のがん治療に対応するため、月額保障をベースとし、入院・治療等を包括的に保障します。あらゆるがんのほか、脳腫瘍も対象としています。また、がん先進医療共済金の増額や、がん診断時払込免除など、ニーズに応じ必要な保障を選択できます。
医 療 共 済	10 年（更新） 80 歳 満 了 終 身	まとまった額の一時金の給付により、入院や入退院前後の通院・在宅医療等にかかる費用を包括的に保障します。また、共済期間や共済契約の型、手術・放射線治療保障、入院時諸費用保障、先進医療保障の有無も選択でき、利用者のニーズに対応できます。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	終 身	通院中や病歴・健康に不安がある方でも、簡単な告知で充実した医療保障を確保することができます。日帰り入院から手術・放射線治療を一生涯保障します。
介 護 共 済	終 身	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、生涯にわたって介護の不安に備えるための共済です。

種 類	共済期間	特 徴
一 時 払 介 護 共 済	終 身	まとまった資金を活用して、一生涯にわたり介護保障を確保することができます。万一の場合には、死亡給付金をお受け取りになれます。
認 知 症 共 済	終 身	所定の器質性認知症の診断・要介護1以上の認定中を満たした場合に共済金のお受け取りができる、経済的負担の大きい認知症に特化した共済です。
こ だ も 共 済	14 歳 満 期 15 歳 満 期 17 歳 満 期 18 歳 満 期 22 歳 満 期	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	50～80歳満了 (5 歳 刻 み)	公的制度に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残る時に不足する生活費や治療費に、まとまったお金で備えるための共済です。
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	50～80歳満了 (5 歳 刻 み)	公的制度に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残る時に不足する生活費や治療費に、継続的に備えるための共済です。
特 定 重 度 疾 病 共 済	50～80歳満了 (5 歳 刻 み)	「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎」等を幅広く保障し、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大4回の共済金を支払うため、合併症にも対応できます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	終 身 5年・10年・15年	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建 物 更 生 共 済	5 年 ・ 10 年 (継 続 特 約 付 加 に よ り 20 年 ・ 30 年)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による建物や動産などの損害を幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

○短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

種 類	特 徴
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車輛保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている人身事故の被害者保護のための保障です。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

* 営農事業 *

営農事業では、農家の皆様の生産・経営指導や農畜産物の販売を行っています。また、組合員の皆様の組織活動のお手伝いをしています。

(1) 指導事業

農家の皆様に対する生産・経営指導、専門家による税務相談などの営農指導および女性部活動などを中心とした食と農・健康についての生活指導を行っています。また、各種生産部会など、組合員組織の活性化や農政活動にも取り組んでいます。

(2) 生産・販売

水稻の耕作面積は約1,600haで、ひめの凜、にこまる、コシヒカリを中心に“安全でおいしい米づくり”を合い言葉に生産に取り組み、約12万袋（1袋：30kg）を主食用・酒米用として主に県内に出荷しています。

園芸作物は周年供給を目標に施設化を進め、キュウリをはじめ、アスパラガス、苺、メロン、花卉、里芋、玉葱、ブロッコリーなどを生産しています。果樹は愛宕柿・横野柿を中心に、伊予柑などの柑橘、キウイフルーツなどを生産しています。

そして、選果場で選果・荷造りされ、京阪神を中心に全国の市場に出荷しています。

また、直販所『周ちゃん広場』による直接販売も行っていますので、ご利用ください。

(3) 営農管理研修センターとサブセンターの設置

営農・経済事業を営農センターと4つのサブセンターにて、生産・販売・指導・購買事業の一体的な取り組みを行い、有利販売と一層の資材の低コスト化を図っています。

また、集落営農など担い手の育成に努め、地域マネジメント機能を充実し、米政策改革に柔軟に対応します。併せて、消費者へ安全・安心を提供するため「JA周桑ブランド農産物づくり」を柱として取り組んでいます。

(4) 経営実証圃の設置

新規就農者や就農希望者の研修施設として、また、実証内容を利用した栽培技術指導を提供する経営実証圃を設置しています。農業技術、経営研修、生産者の栽培技術の向上、JAによる栽培および経営実証に取り組み、地域の農業振興を図っています。

(5) 農産加工事業

女性部や関係組織と連携し周桑の特産品を活かした6次化商品の開発に取り組んでいます。また、販売拡大に向け営業活動を積極的に行い、新規取引先の開拓に取り組んでいます。

(6) 農機具の供給

トラクターやコンバイン等の大型農業機械から管理機や草刈機等の小型農機まで、生産活動に必要な農業機械を、農機具センターを拠点に供給しています。

また、修理においては専門職員により対応しています。

(7) 自動車の供給

当JA管内にJAえひめエネルギー(株)の自動車整備工場と中古車展示場を有し、農業

用貨物自動車をはじめ、乗用車まで多くのメーカーの各種新車、中古車を取り扱っています。

*** 生活事業 ***

生活事業では、組合員・地域の皆様に、生産に必要な燃料・L P ガスの供給を行っています。また、毎日の生活に必要な生活資材の供給も行っています。

(1) 燃料・L P ガスの供給

ガソリン・軽油・灯油などの燃料は、中央S Sを中心に西部センター、北部センターなどで取り扱っています。

また、毎日の生活に欠かせないL P ガスも取り扱っています。

(2) 生活資材の供給

食料品・日用雑貨は、本所生活課で取り扱っています。

*** その他事業 ***

(1) 住宅事業

各申請手続きから、ご融資のご相談、設計・施工まで、住宅建築に係る一切を一貫してお取り扱いいたします。

お気軽にご相談ください。

(2) 利用事業

① 観光事業

J Rの切符や航空券の手配から国内外の個人・団体旅行まで、企画・取り次ぎを行っています。

ぜひ、ご利用ください。

② 葬祭事業

寝台車（24時間・年中無休）・霊柩車・祭壇・生花・盛かご等をお引き受けしており、さまざまなニーズにお応えしたサービス、家族葬・小規模葬・一般葬・大型葬・宗旨宗派に則した御葬儀の施行を心を込めてお手伝いさせていただいています。葬祭会館「ルミエール周桑」では、本館・東館・南館合わせて5会場あり、その他親族控室や会食室も完備しています。また、満中陰志などの返礼品や墓石・仏壇、お墓のクリーニング、ペット葬もお取り扱いしています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	資 産 の 部		摘 要
	金 額	金 額	
	令和7年3月31日	令和6年3月31日	
1. 信用事業資産	140,846,688	146,609,238	
(1) 現金	459,479	470,519	期末の手持ち現金
(2) 預金	112,221,212	117,889,305	県信連等への預け金
系統預金	112,221,212	117,889,305	当座預金、定期預金
(3) 有価証券	3,839,930	3,082,610	
国債	3,578,720	2,798,810	国が発行している債券
政府保証債	261,210	283,800	政府機関が発行している債券
(4) 貸出金	23,980,339	24,795,066	組合員等に貸出しているお金
(5) その他の信用事業資産	374,715	405,314	
未収収益	91,751	111,564	預金、貸出金の未収利息等
その他の資産	282,963	293,750	信用事業の一時立替払金
(6) 貸倒引当金	△ 28,988	△ 33,576	信用事業に係る債権の貸倒れに備えるお金
2. 共済事業資産	2,546	2,285	
(1) その他の共済事業資産	2,546	2,285	
3. 経済事業資産	1,173,650	1,104,653	
(1) 経済事業未収金	243,008	217,257	購買代金で入金されていないもの等
(2) 経済受託債権	125,232	86,451	販売委託者に対する立替・仮渡金等
(3) 棚卸資産	521,226	506,160	
購買品	432,459	406,123	期末の購買品在庫
その他の棚卸資産	88,767	100,036	期末の製造等の在庫
(4) その他の経済事業資産	284,244	294,786	経済事業の未収収益
(5) 貸倒引当金	△ 62	△ 1	経済事業に係る債権の貸倒れに備えるお金
4. 雑資産	219,997	216,605	未収金、立替金等
5. 固定資産	5,834,836	4,948,743	
(1) 有形固定資産	5,808,434	4,919,587	
建物	5,746,525	5,133,461	建物の価値
機械装置	1,075,211	1,076,078	機械および装置の価値
土地	3,278,003	3,199,048	事務所・倉庫用地等の取得価格
建設仮勘定	32,170	15,974	本・支所再編に伴う未資本化費用
その他の有形固定資産	1,200,085	1,128,544	
減価償却累計額	△ 5,523,561	△ 5,633,519	每期実施した減価償却の合計額
(2) 無形固定資産	26,402	29,155	ソフトウェアの価値
6. 外部出資	4,275,128	4,275,128	連合会等へ組合が出資しているお金
系統出資	4,124,660	4,124,660	愛媛県信連等への出資金
系統外出資	150,468	150,468	(株)JAえひめ総合情報センター等への出資金
7. 前払年金費用	30,794	16,437	
8. 繰延税金資産	193,041	173,521	過去に支払った税金が将来戻る見込み額
資産の部合計	152,576,683	157,346,613	

(単位：千円)

負債および純資産の部			
科 目	金 額		摘 要
	令和7年3月31日	令和6年3月31日	
1. 信用事業負債	141,843,920	146,164,358	
(1) 貯 金	141,493,262	145,912,855	皆様からの貯金総額
(2) その他の信用事業負債	350,657	251,503	
未 払 費 用	63,802	30,094	貯金、借入金の未払利息等
その他の信用事業負債	286,854	221,408	納付期日未到来の利子税・保証料
2. 共済事業負債	388,290	408,932	
(1) 共 済 資 金	202,955	219,196	契約者から受入れた共済掛金等
(2) 未経過共済付加収入	184,583	189,084	共済付加掛金のうち次期以降に処理するもの
(3) 共 済 未 払 費 用	751	651	共済費用で未払いのもの
3. 経済事業負債	820,847	814,740	
(1) 経済事業未払金	744,727	641,133	仕入れ代金で未払いのもの等
(2) 経済受託債務	25,662	25,343	販売関係で未精算のもの等
(3) その他の経済事業負債	50,457	148,263	
4. 雑 負 債	150,749	173,814	未払消費税・法人税等
(1) 未 払 法 人 税 等	2,327	15,191	
(2) 資 産 除 去 債 務	-	11,624	
(3) そ の 他 の 負 債	148,421	146,998	
5. 諸 引 当 金	106,950	89,194	
(1) 賞 与 引 当 金	90,686	74,270	賞与の支払いに備えているお金
(2) 役員退職慰労引当金	16,264	14,923	役員退職金のために備えているお金
6. 再評価に係る繰延税金負債	510,946	501,134	土地再評価に係る税金分
負債の部合計	143,821,704	148,152,174	
1. 組合員資本	8,441,752	8,442,820	
(1) 出 資 金	2,972,296	2,985,723	組合員による出資金
(2) 資 本 準 備 金	293,123	293,123	合併による持込み財産分
(3) 利 益 剰 余 金	5,329,888	5,298,763	
利 益 準 備 金	2,791,000	2,791,000	農協法による経営安定の積立金
その他利益剰余金	2,538,888	2,507,763	
施設整備積立金	855,572	855,572	施設整備のための積立金
営農振興積立金	432,434	423,167	営農振興のための積立金
経営安定化対策積立金	968,289	618,289	経営安定化対策のための積立金
合併60周年積立金	-	30,000	合併60周年のための積立金
当期未処分剰余金	282,591	580,733	当期首繰越剰余金、当期剰余金等
(うち当期剰余金)	(52,308)	(△ 177,115)	
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 153,555	△ 134,789	任意脱退により買入れた出資金
2. 評価・換算差額等	313,227	751,618	
(1) その他有価証券評価差額金	△ 813,939	△ 394,998	有価証券に係るもの
(2) 土地再評価差額金	1,127,166	1,146,617	土地再評価に係るもの
純資産の部合計	8,754,979	9,194,438	
負債および純資産の部合計	152,576,683	157,346,613	

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		増 減
	R 6. 4. 1 ～ R 7. 3. 31	R 5. 4. 1 ～ R 6. 3. 31	
1. 事 業 総 利 益	1,794,921	1,893,271	△ 98,349
事 業 収 益	5,051,286	4,973,887	77,399
事 業 費 用	3,256,365	3,080,616	175,748
(1) 信 用 事 業 収 益	1,146,892	1,157,577	
資 金 運 用 収 益	1,112,157	1,118,446	
(うち預金利息)	(626,706)	(623,642)	
(うち有価証券利息)	(40,148)	(27,229)	
(うち貸出金利息)	(270,872)	(275,979)	
(うちその他受入利息)	(174,430)	(191,595)	
役 務 取 引 等 収 益	34,734	39,131	
(2) 信 用 事 業 費 用	340,981	258,139	
資 金 調 達 費 用	122,251	44,607	
(うち貯金利息)	(118,037)	(39,544)	
(うち給付補てん備金繰入)	(3,867)	(4,948)	
(うち借入金利息)	(346)	(114)	
そ の 他 経 常 費 用	218,730	213,531	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4,588)	(△ 1,138)	
信 用 事 業 総 利 益	805,910	899,438	△ 93,527
(3) 共 済 事 業 収 益	460,732	480,400	
共 済 付 加 収 入	432,611	457,811	
そ の 他 の 収 益	28,121	22,589	
(4) 共 済 事 業 費 用	22,555	24,846	
共 済 推 進 費	6,943	9,441	
そ の 他 の 費 用	15,612	15,404	
共 済 事 業 総 利 益	438,177	455,554	△ 17,377
(5) 購 買 事 業 収 益	1,900,724	1,865,290	
購 買 品 供 給 高	1,843,018	1,814,770	
購 買 手 数 料	26,124	22,141	
修 理 サ ー ビ ス 料	16,543	13,694	
そ の 他 の 収 益	15,037	14,683	
(6) 購 買 事 業 費 用	1,593,841	1,540,892	
購 買 品 供 給 原 価	1,529,513	1,477,274	
そ の 他 の 費 用	64,327	63,618	
(うち貸倒引当金繰入)	(60)	(△ 770)	
(うち貸倒損失)	(1)	(-)	
購 買 事 業 総 利 益	306,882	324,398	△ 17,515
(7) 販 売 事 業 収 益	107,667	110,849	
販 売 手 数 料	86,867	87,877	
そ の 他 の 収 益	20,799	22,972	
(8) 販 売 事 業 費 用	22,840	28,140	
販 売 費	22,840	28,140	
販 売 事 業 総 利 益	84,826	82,709	2,117
(9) 保 管 事 業 収 益	22,637	38,996	
(10) 保 管 事 業 費 用	13,174	14,676	
保 管 事 業 総 利 益	9,462	24,320	△ 14,857
(11) 製 造 事 業 収 益	39,857	48,186	
(12) 製 造 事 業 費 用	39,806	53,927	
製 造 事 業 総 利 益	50	△ 5,741	5,792

(単位：千円)

科 目	金 額		増 減
	R 6.4.1 ~ R 7.3.31	R 5.4.1 ~ R 6.3.31	
(13) 葬 祭 事 業 収 益	286,036	290,681	
(14) 葬 祭 事 業 費 用	207,235	209,383	
葬 祭 事 業 総 利 益	78,800	81,297	△ 2,497
(15) 直 販 所 事 業 収 益	916,202	809,095	
(16) 直 販 所 事 業 費 用	799,811	722,008	
直 販 所 事 業 総 利 益	116,391	87,087	29,303
(17) 営農施設利用事業収益	320,096	328,220	
(18) 営農施設利用事業費用	325,586	340,565	
営農施設利用事業総損失	5,489	12,344	△ 6,855
(19) その他の事業収益	90,797	112,969	
(20) その他の事業費用	63,604	88,561	
そ の 他 事 業 総 利 益	27,193	24,408	2,785
(21) 指 導 事 業 収 入	5,246	11,176	
(22) 指 導 事 業 支 出	72,531	79,032	
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 67,285	△ 67,856	571
2. 事 業 管 理 費	1,686,175	1,728,618	△ 42,442
(1) 人 件 費	1,329,950	1,404,451	
(2) 業 務 費	97,722	99,552	
(3) 諸 税 負 担 金	61,631	57,791	
(4) 施 設 費	177,015	144,426	
(5) その他の事業管理費	19,855	22,395	
事 業 利 益	108,746	164,653	△ 55,906
3. 事 業 外 収 益	94,612	92,455	2,157
(1) 受 取 雑 利 息	3,120	3,754	
(2) 受 取 出 資 配 当 金	79,486	77,912	
(3) 賃 貸 料	6,034	6,084	
(4) 雑 収 入	5,971	4,703	
4. 事 業 外 費 用	13,690	673	13,016
(1) 雑 損 失	13,690	673	
経 常 利 益	189,668	256,435	△ 66,766
5. 特 別 利 益	12,736	14,000	
(1) 一 般 補 助 金	12,736	14,000	
6. 特 別 損 失	150,376	450,953	△ 300,577
(1) 固 定 資 産 処 分 損	89,634	29,775	
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	12,736	14,000	
(3) 60 周 年 記 念 費 用	24,377	-	
(4) 減 損 損 失	23,628	407,177	
税 引 前 当 期 利 益	52,028	△ 180,518	232,547
法人税、住民税および事業税	2,327	47,412	△ 45,085
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,608	△ 50,816	48,208
法 人 税 等 合 計	△ 280	△ 3,403	3,123
当 期 剰 余 金	52,308	△ 177,115	229,423
当 期 首 繰 越 剰 余 金	192,577	220,913	△ 28,335
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	6,972	183,882	△ 176,910
営 農 振 興 積 立 金 取 崩 額	732	7,052	△ 6,320
経 営 安 定 化 対 策 積 立 金 取 崩 額	-	346,000	△ 346,000
合 併 60 周 年 積 立 金 取 崩 額	30,000	-	30,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	282,591	580,733	△ 298,142

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	R6. 4. 1～R7. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(または税引前当期損失)	52,028	△ 180,518
減価償却費	71,930	47,195
減損損失	23,628	407,177
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4,528	△ 1,908
賞与引当金の増減額(△は減少)	16,415	△ 214
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 14,357	△ 27,535
その他引当金等の増減額(△は減少)	1,340	△ 4,627
信用事業資金運用収益	△ 939,492	△ 927,307
信用事業資金調達費用	124,882	47,853
共済貸付金利息	－	－
共済借入金利息	－	－
受取雑利息および受取出資配当金	△ 82,606	△ 81,666
支払雑利息	－	－
為替差損益(△は益)	－	－
有価証券関係損益(△は益)	882	227
固定資産売却損益(△は益)	89,634	29,775
外部出資関係損益(△は益)	－	－
資産除去債務関連費用	－	249
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	814,726	62,041
預金の純増(△)減	5,668,092	△ 3,420,601
貯金の純増減(△)	△ 3,441,883	1,400,704
信用事業借入金の純増減(△)	－	0
その他信用事業資産の増(△)減	10,795	△ 51,522
その他信用事業負債の増減(△)	△ 67,863	125,912
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	－	－
共済借入金の純増減(△)	－	－
共済資金の純増減(△)	16,241	37,649
未経過共済付加収入の純増減(△)	4,501	1,915
その他共済事業資産の増(△)減	－	－
その他共済事業負債の増減(△)	△ 100	△ 246
	－	0
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増(△)減	△ 24,147	44,116
経済受託債権の純増(△)減	△ 42,085	11,968
棚卸資産の純増(△)減	△ 5,149	△ 100,223
支払手形および経済事業未払金の純増減(△)	△ 103,594	△ 8,253
経済受託債務の純増減(△)	△ 222,901	56,118
その他経済事業資産の増(△)減	7,332	0
その他経済事業負債の増減(△)	3,000	－

科 目	金 額	
	R6. 4. 1～R7. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
(その他の資産および負債の増減)		
その他資産の増(△)減	△ 234,570	98,253
その他負債の増減(△)	61,783	△ 44,245
未払消費税の増減額(△は減少)	－	42,087
信用事業資金運用による収入	959,409	881,647
信用事業資金調達による支出	△ 156,285	△ 40,874
共済貸付金利息による収入	△ 260	11,295
共済借入金利息による支出	－	－
事業の利用分量に対する配当金の支払額	－	－
小 計	2,586,797	△ 1,583,555
雑利息および出資配当金の受取額	82,606	81,666
雑利息の支払額	－	－
法人税等の支払額	10,535	△ 83,904
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,679,939	△ 1,585,792
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,700,751	△ 1,066,981
有価証券の売却等による収入	△ 412	△ 497,134
金銭の信託の増加による支出	－	－
金銭の信託の減少による収入	－	－
固定資産の取得による支出	△ 1,060,840	△ 660,386
固定資産の売却による収入	323,690	596,377
補助金の受入による収入	12,736	14,000
外部出資による支出	－	－
外部出資の売却等による収入	－	12,821
資産除去債務履行による支出	－	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,425,577	△ 1,601,303
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	－	－
設備借入金の返済による支出	－	－
出資の増額による収入	187,561	247,201
出資の払戻しによる支出	△ 174,134	△ 231,059
持分の取得による支出	△ 70,983	△ 87,483
持分の譲渡による収入	52,217	82,123
出資配当金の支払額	△ 28,155	△ 28,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,494	△ 17,711
4 現金および現金同等物に係る換算差額	－	－
5 現金および現金同等物の増加額(または減少額)	220,866	△ 3,204,807
6 現金および現金同等物の期首残高	1,011,824	4,216,632
7 現金および現金同等物の期末残高	1,232,691	1,011,824

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

4. 注記表（令和6年度）

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品

- ① 肥料・農薬等の主要品目
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 上記以外の品目
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) その他の棚卸資産

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（以下「破綻懸念先」という）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算

出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 製造事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、あんぽ柿等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当組合は利用者等との

契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 直販所事業

組合員が生産した農畜産物等を受託等により利用者等に販売する事業であり、当組合は出荷者との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 営農施設利用事業

(カントリーエレベーター会計・選果場会計)

カントリーエレベーター、選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(育苗会計)

育苗センターを設置して、水稻、野菜の苗を播種・育苗し組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡しが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかではない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで、生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、

運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料として表示しています。

二 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 23,628千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月期に作成した第8次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

また、今後の事業収益が著しく低下した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識する可能性があります。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,344,337千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 709,759千円 機械装置 438,300千円 その他の有形固定資産 196,677千円

2 担保に供している資産

以下の資産は、当座貸越の担保に供しています。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記の担保に対応する債務はありません。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当なし

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当なし

4 債権のうち農業協同組合施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は90,185千円、危険債権額は3,002千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

貸出金のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は、93,187千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年3月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,557,568千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用の土地について、地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務外固定資産（賃貸用資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および営農関連施設（営農センター、資材物流課、カントリーエレベーター、育苗センター、直販所、農機具センター、低温倉庫、選果場、4サブセンター）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
池田1701-1	遊休資産	建物・その他の有形固定資産
国安（民家）	賃貸用資産	土地
喜多台集会所	賃貸用資産	土地
旧丹原支所	遊休資産	土地
フレンズ田野	遊休資産	土地
光下田西側倉庫	遊休資産	土地
旧中川支所	遊休資産	土地
新屋敷出張所	遊休資産	土地
旧周布支所	遊休資産	土地
旧国安支所	遊休資産	土地
旧吉岡支所	遊休資産	土地
旧三芳支所	遊休資産	土地
徳出倉庫跡	遊休資産	土地
旧壬生川支所	遊休資産	土地
鷺の森5-1	遊休資産	土地

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

上記表の資産のうち、賃貸用資産に関しては、回収可能価額が帳簿価額に達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失と認識しました。

また、遊休資産に関しては、早期処分対象となることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合計	種 類		
		建物	土地	その他の有形固定資産
池田1701-1	13,873	1,174		12,698
国安（民家）	50		50	
喜多台集会所	95		95	
旧丹原支所	1,265		1,265	
フレンズ田野	24		24	
光下田西側倉庫	164		164	

旧中川支所	1,620		1,620	
新屋敷出張所	360		360	
旧周布支所	230		230	
旧国安支所	1,585		1,585	
旧吉岡支所	2,697		2,697	
旧三芳支所	512		512	
徳出倉庫跡	161		161	
旧壬生川支所	868		868	
鷺の森5-1	117		117	
合 計	23,628	1,174	9,755	12,698

(4) 回収可能価額の算定方法

当該固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定されています。

六 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっております。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	112,680,691千円
定期性預金	111,448,000千円
現金及び現金同等物	1,232,691千円

七 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金とは、主に基盤整備や認定農業者等の支援の一環として、日本政策金融公庫や愛媛県から借り入れ、組合員へ貸し出しを行うための借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク審査課を設置

し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、常勤理事、運用部門及び管理部門で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,024,141千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握し、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、

異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	112,221,212	112,044,680	△176,532
有価証券(其他有価証券)	3,839,930	3,839,930	－
貸出金	23,980,339	－	－
貸倒引当金(※)	△28,988	－	－
貸倒引当金控除後	23,951,351	22,805,725	△1,145,626
資産計	140,012,494	138,690,335	△1,322,158
貯金	141,493,262	140,972,728	△520,534
負債計	141,493,262	140,972,728	△520,534

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下O I Sという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を、時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を、時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を、時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を、時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,275,128
合計	4,275,128

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	112,221,212	－	－	－	－	－
有価証券 ・ 其他有価証券のうち 満期があるもの	－	－	－	－	300,000	4,500,000
貸出金（＊1,2）	1,775,573	1,499,574	1,382,675	1,307,175	1,166,171	16,795,905
合計	113,996,785	1,499,574	1,382,675	1,307,175	1,466,171	21,295,905

- (＊1) 貸出金のうち、当座貸越205,300千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

- (＊2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等53,263千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊）	122,289,761	3,971,536	10,742,186	2,571,220	1,830,646	87,910
合計	122,289,761	3,971,536	10,742,186	2,571,220	1,830,646	87,910

- (＊) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

八 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	298,710	298,583	126
	政府保証債	－	－	－
	小 計	298,710	298,583	126
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	3,280,010	4,183,426	△903,416
	政府保証債	261,210	300,000	△38,790
	小 計	3,541,220	4,483,426	△ 942,206
合 計		3,839,930	4,782,009	△ 942,079

2 当事業年度中に売却したその他の有価証券

当事業年度中に売却したその他の有価証券はありません。

九 退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 16,437千円
退職給付費用	72,606千円
退職給付の支払額	△ 18,096千円
特定退職共済制度への拠出金	△ 30,949千円
年金制度への拠出金	△ 37,917千円
期末における前払年金費用	△ 30,794千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,198,575千円
特定退職共済制度	△ 340,076千円
年金資産	△ 889,293千円
未積立退職給付債務	△ 30,794千円
前払年金費用	△ 30,794千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	72,606千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,550千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、127,889千円となっています。

十 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払賞与	14,443千円
賞与引当金	25,083千円
棚卸評価損	1,717千円
役員退職慰労引当金	4,615千円
減損損失	217,157千円
その他有価証券評価差額金	267,398千円
その他	27,836千円
繰延税金資産小計	558,252千円
評価性引当額	△356,622千円
繰延税金資産合計 (A)	201,629千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 35千円
前払年金費用	△8,552千円
繰延税金負債合計 (B)	△8,587千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	193,041千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	31.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.13%
中小企業等に対する軽減税率	△0.70%
税率変更の影響	△0.38%
住民税均等割額等 (県・市民税)	4.47%
評価性引当額の増減	△37.54%
その他	△3.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.54%

3 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,216千円増加、その他有価証券評価差額金は3,251千円減少、法人税等調整額は35千円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は12,962千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

十一 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	282,591,240	580,733,844
2. 剰 余 金 処 分 額	79,124,000	388,155,944
(1) 利 益 準 備 金	11,000,000	—
(2) 任 意 積 立 金	40,000,000	360,000,000
営 農 振 興 積 立 金	(10,000,000)	(10,000,000)
経 営 安 定 化 対 策 積 立 金	(30,000,000)	(350,000,000)
(3) 出 資 配 当 金	28,124,000	28,155,944
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	203,467,240	192,577,900

(注) 1. 出資配当金の割合は年1.0%とする。

2. 任意積立金

営農振興積立金に、10,000,000円、目標額は出資総額の2倍までとする。

経営安定化対策積立金に、30,000,000円、目標額は15億円とする。

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は別表のとおり。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれている。

〔別表〕

(単位：円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
施 設 整 備 積 立 金	施設の取得および既存施設の改修・整備に要する費用を確保する。	1,000,000,000	剰余金から積み立てる	その目的たる事実が発生した場合に、相当額を取り崩す。	855,572,670
営 農 振 興 積 立 金	地域営農振興に係る費用の一部を確保する。	出資総額の2倍まで	剰余金から積み立てる	地域営農に係る不測の事態や、営農振興に係る多額の支出を要する場合に、相当額を取り崩す。	432,434,930
経営安定化 対策積立金	組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応するため確保する。	1,500,000,000	剰余金から積み立てる	組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に、相当額を取り崩す。	968,289,658

6. 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通管理費 等
事業収益 ①	5,051,286	1,146,892	460,732	2,896,178	542,236	5,246	
事業費用 ②	3,256,365	340,981	22,555	2,449,985	370,310	72,531	
事業総利益 (①－②) ③	1,794,921	805,910	438,177	446,193	171,925	△67,285	
事業管理費 ④	1,686,175	683,030	293,394	485,020	82,347	142,381	
（うち減価償却費 ⑤）	(71,930)	(23,271)	(5,939)	(28,485)	(4,399)	(9,833)	
（うち人件費 ⑤'）	(1,329,950)	(541,072)	(242,827)	(370,226)	(60,024)	(115,798)	
※うち共通管理費 ⑥		302,075	118,169	246,198	51,735	47,364	△765,542
（うち減価償却費 ⑦）		(15,081)	(5,899)	(12,291)	(2,582)	(2,364)	△38,220
（うち人件費 ⑦'）		(182,818)	(71,517)	(149,001)	(31,310)	(28,665)	△463,313
事業利益 (③－④) ⑧	108,746	122,879	144,782	△38,827	89,577	△209,666	
【共管配賦前事業利益】	874,288	424,955	262,951	207,370	141,313	△162,302	
事業外収益 ⑨	94,612	36,479	14,270	31,832	6,309	5,719	
※うち共通部分 ⑩		36,479	14,270	31,832	6,309	5,719	△94,612
事業外費用 ⑪	13,690	5,401	2,113	4,402	925	847	
※うち共通部分 ⑫		5,401	2,113	4,402	925	847	△13,690
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	189,668	153,957	156,939	△11,397	94,962	△204,793	
特別利益 ⑭	12,736	5,025	1,965	4,095	860	787	
※うち共通部分 ⑮		5,025	1,965	4,095	860	787	△12,736
特別損失 ⑯	150,376	59,336	23,212	48,360	10,162	9,303	
※うち共通部分 ⑰		59,336	23,212	48,360	10,162	9,303	△150,376
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	52,028	99,645	135,693	△55,662	85,660	△213,309	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		70,573	52,700	53,169	36,866	△213,309	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	52,028	29,072	82,993	△108,831	48,794		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、事業に直課できない部分

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

(2) 営農指導事業

（均等割＋事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	39.459	15.436	32.160	6.758	6.187	100.000
営農指導事業	33.083	24.706	24.928	17.283		100.000

7. 財務諸表の正確性等に係る確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 5 月 30 日

周 桑 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 山内 謙治

8. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表並びにその附属明細書については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人より無限定適正意見の監査報告を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収益	7,024	5,005	5,329	4,973	5,051
信用事業収益	1,389	1,182	1,176	1,157	1,146
共済事業収益	569	531	522	480	460
農業関連事業収益	4,360	2,731	3,053	2,775	2,896
生活その他事業収益	698	552	571	549	542
営農指導事業収益	6	7	5	11	5
経常利益	283	223	336	256	189
当期剰余金	187	100	△14	△177	52
出資金 〔出資口数〕	3,027 〔3,027,563〕	3,012 〔3,012,208〕	3,001 〔3,001,865〕	2,985 〔2,985,723〕	2,972 〔2,972,296〕
純資産額	9,882	9,822	9,626	9,194	8,754
総資産額	161,022	163,768	159,815	157,346	152,576
貯金等残高	148,310	151,489	147,672	145,912	141,493
貸出金残高	24,407	24,411	24,857	24,795	23,980
有価証券残高	1,008	2,009	2,526	3,082	3,839
剰余金配当金額	29	28	28	28	28
出資配当額	29	28	28	28	28
職員数	310	307	312	294	285
単体自己資本比率	(17.50)	(17.88)	(18.31)	(18.95)	(19.69)

(注) 1. 事業収益は、各事業収益の合計額を表示しています。また、令和3年度より収益認識会計基準の適用と合わせて、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を表示しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取扱いはありません。

4. 職員数には臨時・パート・派遣職員が含まれています。

5. 直販課の収益は、農業関連事業収益に含まれています。

6. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

7. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資 金 運 用 収 支	989	1,073	△ 83
役 務 取 引 等 収 支	34	39	△ 4
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 218	△ 213	△ 5
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	805 (0.56)	899 (0.61)	△ 93 (△ 0.05)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	1,794 (1.16)	1,893 (1.19)	△ 98 (△ 0.04)
事 業 純 益	422	474	△ 52
実 質 事 業 純 益	422	474	△ 52
コ ア 事 業 純 益	422	474	△ 52
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	422	474	△ 52

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	145,199	937	0.64	149,091	926	0.62
う ち 預 金	116,649	626	0.53	121,025	623	0.51
う ち 有 価 証 券	4,106	40	0.97	3,171	27	0.85
う ち 貸 出 金	24,443	270	1.10	24,895	275	1.10
資 金 調 達 勘 定	145,407	18	0.01	148,452	4	0.00
う ち 貯 金・定期積金	145,338	18	0.01	148,429	4	0.00
う ち 借 入 金	69	0	0.21	22	0	0.03
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.36	—	—	0.31

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、県信連からの基本奨励金が含まれています。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受 取 利 息	10	△ 12
う ち 預 金	3	△ 15
う ち 有 価 証 券	12	7
う ち 貸 出 金	△ 5	△ 4
支 払 利 息	77	△ 8
う ち 貯 金・定期積金	77	△ 8
う ち 譲 渡 性 貯 金	0	0
う ち 借 入 金	0	0
差 引	△ 66	△ 4

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金の増減額は、県信連からの基本奨励金を含めて算出しています。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

Ⅲ 事業の概況（信用事業）

1. 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
流 動 性 貯 金	47,412 (32.62)	45,748 (30.82)	1,663
定 期 性 貯 金	97,907 (67.36)	102,664 (69.16)	△ 4,757
そ の 他 の 貯 金	19 (0.01)	16 (0.01)	2
合 計	145,339 (100.00)	148,429 (100.00)	△ 3,090

- （注） 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
定 期 貯 金	89,550 (100.00)	94,756 (100.00)	△ 5,206
うち 固 定 金 利 定 期	89,539 (99.98)	94,746 (99.98)	△ 5,207
うち 変 動 金 利 定 期	11 (0.01)	10 (0.01)	1

- （注） 1. 固定金利定期：預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
手 形 貸 付	29 (0.12)	40 (0.16)	△ 11
証 書 貸 付	24,167 (98.86)	24,582 (98.74)	△ 414
当 座 貸 越	249 (1.02)	272 (1.10)	△ 23
合 計	24,445 (100.00)	24,895 (100.00)	△ 449

- (注) 1. ()内は構成比です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	23,501 (98.00)	24,217 (97.67)	△ 715
変 動 金 利 貸 出	478 (2.00)	577 (2.33)	△ 98
合 計	23,980 (100.00)	24,795 (100.00)	△ 814

- (注) 1. ()内は構成比です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯 金・ 定 期 積 金 等	123	155	△ 32
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	－	－	－
小 計	123	155	△ 32
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	15,992	16,037	△ 45
そ の 他 保 証	128	94	34
小 計	16,120	16,131	△ 11
信 用	7,736	8,507	△ 771
合 計	23,980	24,795	△ 814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金	16,302 (67.98)	16,396 (66.13)	△ 94
運 転 資 金	7,678 (32.02)	8,399 (33.87)	△ 721
合 計	23,980 (100.00)	24,795 (100.00)	△ 814

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農 業	891 (3.72)	964 (3.89)	△ 72
林 業	19 (0.08)	20 (0.08)	0
水 産 業	48 (0.20)	48 (0.20)	0
製 造 業	4,600 (19.18)	4,645 (18.74)	△ 44
鉱 業	97 (0.41)	97 (0.39)	0
建 設 ・ 不 動 産 業	1,681 (7.01)	1,707 (6.89)	△ 25
電気・ガス・熱供給・水道業	236 (0.99)	246 (0.99)	△ 10
運 輸 ・ 通 信 業	1,503 (6.27)	1,514 (6.11)	△ 10
金 融 ・ 保 険 業	87 (0.37)	102 (0.41)	△ 14
卸売・小売・サービス・飲食業	4,622 (19.28)	4,470 (18.03)	153
地 方 公 共 団 体	7,541 (31.45)	8,250 (33.27)	△ 708
非 営 利 法 人	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他	2,648 (11.04)	2,728 (11.00)	△ 80
合 計	23,980 (100.00)	24,795 (100.00)	△ 814

- (注) 1. ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農 業	664	687	△ 23
穀 作	230	229	1
野 菜 ・ 園 芸	101	116	△ 15
果 樹 ・ 果 樹 農 業	91	87	4
工 芸 作 物	－	－	－
養 豚 ・ 牛 肉 ・ 酪 農	5	8	△ 3
養 鶏 ・ 養 卵	48	61	△ 13
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	186	183	3
農 業 関 連 団 体 等	－	－	－
合 計	664	687	△ 23

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前頁⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他の農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	556	568	△ 12
農 業 制 度 資 金	107	118	△ 11
農 業 近 代 化 資 金	107	118	△ 11
そ の 他 制 度 資 金	0	0	0
合 計	664	687	△ 23

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	6年度	90	18	44	28	90
	5年度	68	21	14	33	68
危 険 債 権	6年度	3	0	2	－	3
	5年度	29	7	22	－	29
要 管 理 債 権	6年度	－	－	－	－	－
	5年度	－	－	－	－	－
	三 月 以 上	6年度	－	－	－	－
	延 滞 債 権	5年度	－	－	－	－
	貸 出 条 件	6年度	－	－	－	－
	緩 和 債 権	5年度	－	－	－	－
小 計	6年度	93	19	46	28	93
	5年度	97	28	36	33	97
正 常 債 権	6年度	23,896				
	5年度	24,751				
合 計	6年度	23,989				
	5年度	24,848				

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	33	28	—	33	28	35	33	—	35	33
合 計	33	28	—	33	28	35	33	—	35	33

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

3. 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和 6 年 度		令和 5 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	23	143	22	144
	金 額	16,396	25,508	12,864	24,139
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	6	0	6	0
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	55	2,135	30	2,533
合 計	件 数	23	145	23	146
	金 額	16,459	27,644	12,901	26,672

(注) 記載件数は千件未満を切り捨て、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

4. 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
国 債	3,797	2,863	934
地 方 債	－	－	－
政 府 保 証 債	300	300	－
金 融 債	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－
社 債	－	－	－
株 式	－	－	－
そ の 他 の 証 券	－	－	－
合 計	4,097	3,163	934

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定めのない も	合 計
令和 6 年 度								
国 債	－	－	299	－	300	3,883	－	4,482
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－	－
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	300	－	300
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和 5 年 度								
国 債	－	－	－	－	－	3,286	－	3,286
地 方 債	－	－	－	－	－	－	－	－
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	300	－	300
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等 [その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超 えるもの	国 債	298	298	0	503	497	6
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	298	298	0	503	497	6
貸借対照表計上 額が取得原価又は 償却原価を超 えないもの	国 債	3,280	4,183	△ 903	2,295	2,788	△ 493
	政府保証債	261	300	△ 38	283	300	△ 16
	小 計	3,541	4,483	△ 942	2,578	3,088	△ 509
合 計		3,839	4,782	△ 942	3,082	3,586	△ 503

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバ ティブ取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.11	0.15	△ 0.04
自 己 資 本 経 常 利 益 率	1.96	2.59	△ 0.63
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.03	△ 0.10	0.13
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	0.54	△ 1.79	2.33

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高×100
 2. 自己資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産平均残高×100
 4. 自己資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	16.94	16.99	△ 0.05
	期中平残	16.83	16.77	0.06
貯 証 率	期 末	3.37	2.45	0.92
	期中平残	2.82	2.13	0.69

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高(転貸資金を除く)／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高(転貸資金を除く)／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,413	8,414
うち、出資金及び資本準備金の額	3,265	3,278
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	5,329	5,298
うち、外部流出予定額 (△)	28	28
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	153	134
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－	－
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	－	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,413	8,414
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	26	29
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	29
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	30	16
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	－	－

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	45
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	8,356	8,369
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,661	40,865
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
勘定間の振替分	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,777	3,281
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,438	44,146
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.69%	18.95%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	470	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	3,289	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,293	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	300	30	1
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	117,890	23,578	943
	法人等向け	4	4	—
	中小企業等向けおよび個人向け	248	186	7
	抵当権付住宅ローン	99	34	1
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	112	141	5
	信用保証協会等保証付	16,047	1,604	64
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	150	150	6
	上記以外	9,140	15,327	613
	証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—
	うちルックスルー方式	—	—	—
	うちマンドート方式	—	—	—
	うち蓋然性方式 250%	—	—	—
	うち蓋然性方式 400%	—	—	—
	うちフォールバック方式	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		156,046	41,056	1,642
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		3,281		131
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		44,146		1,765

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	459	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,488	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	7,541	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	300	－	－
	地方三公社向け	－	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	112,248	22,449	897
	うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－
	うち特定貸付債権向け	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	303	147	5
	うちトラザクター向け	7	3	－
	不動産関連向け	114	46	1
	うち自己居住用不動産等向け	67	18	－
	うち賃貸用不動産向け	47	28	1
	うち事業用不動産関連向け	－	－	－
	うちその他不動産関連向け	－	－	－
	うちADC向け	－	－	－
	劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く)	72	76	3
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	10	2	－
	取立未済手形	35	7	－
	信用保証協会等による保証付	16,001	1,577	63
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	株式等	150	150	6
	共済約款貸付	－	－	－
	上記以外	10,015	16,202	648
	うち重要な出資のエクスポージャー	－	－	－
	うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－
	うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	4,124	10,311	412
	うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	－	－	－

				令和6年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—
		うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー		—	—	—
		うち上記以外のエクスポージャー		5,890	5,890	235
	証券化			—	—	—
		うちSTC要件適用分		—	—	—
		短期STC要件適用分		—	—	—
		うち不良債権証券化適用分		—	—	—
		うちSTC・不良債権証券化適用対象外分		—	—	—
	再証券化			—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—	—
		うちルックスルー方式		—	—	—
		うちマンドート方式		—	—	—
		うち蓋然性方式250%		—	—	—
		うち蓋然性方式400%		—	—	—
		うちフォールバック方式		—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計			—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)			—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー			—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)			151,743	40,661	1,626
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
				—		—
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
				1,777		71
	所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
				8,356		334

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,777
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	71
B I	1,185
B I C	142

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	144	144	—	—	159	159	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	300	—	300	—	300	—	300	—
	金融・保険業	112,263	—	—	—	117,905	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	12,030	7,541	4,488	—	11,582	8,293	3,289	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		16,358	16,358	—	83	16,485	16,485	—	89
その他		10,645	—	—	—	9,645	—	—	—
業種別残高計		151,743	23,784	4,789	83	156,080	24,938	3,590	89
残存期間別	1年以下	112,445	197	—		118,104	213	—	
	1年超3年以下	454	454	—		537	537	—	
	3年超5年以下	1,187	888	299		645	645	—	
	5年超7年以下	773	773	—		1,303	1,303	—	
	7年超10年以下	907	606	300		638	638	—	
	10年超	25,037	20,848	4,189		24,876	21,286	3,590	
	期限の定めのないもの	10,936	276	—		9,973	313	—	
残存期間別残高計		151,743	24,045	4,789		156,080	24,938	3,590	

- （注） 1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、購買未収金を含んでいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権および

- これらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 5 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	33	28	－	33	28	35	33	－	35	33

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 5 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	－				－	－	－				－	－
	林 業	－				－	－	－				－	－
	水 産 業	－				－	－	－				－	－
	製 造 業	－				－	－	－				－	－
	鉱 業	－				－	－	－				－	－
	建設・不動産業	－				－	－	－				－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－				－	－	－				－	－
	運輸・通信業	－				－	－	－				－	－
	金融・保険業	－				－	－	－				－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－				－	－	－				－	－
	上 記 以 外	－				－	－	－				－	－
個 人		33				28	－	35				33	－
業 種 別 計		33	－	－	－	28	－	35	－	－	－	33	－

(注) 1. 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

尚、令和6年度および令和5年度の法人・個人の期中増減額は記載していません。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

〔令和6年度〕

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	459	－	459	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,488	－	4,488	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	7,541	－	7,541	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	300	－	300	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	20～150	112,248	－	112,248	－	22,449	20
うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを 含む)	20～150	－	－	－	－	－	－
うち特定貸付債権向け	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	284	192	176	19	148	76
うちトランザクター向け	45	－	75	－	7	3	45
不動産関連向け	20～150	115	－	111	－	47	43
うち自己居住用不動産等向け	20～75	67	－	63	－	18	29
うち賃貸用不動産向け	30～150	47	－	47	－	28	60
うち事業用不動産関連向け	70～150	－	－	－	－	－	－
うちその他不動産関連向け	60	－	－	－	－	－	－
うちADC向け	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産関 連向けを除く)	50～150	52	0	52	－	76	146
自己居住用不動産等向けエク ス・ポー・ジャーに係る延滞	100	2	－	2	－	2	100
取立未済手形	20	35	－	35	－	7	20
信用保証協会等による保証付	0～10	16,001	－	15,774	－	1,577	10
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	150	－	150	－	150	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	10,015	－	10,015	－	16,202	162
うち重要な出資のエクスポ ・ジャー	1250	－	－	－	－	－	－

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平 均值
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250～400	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	250	4,124	—	4,124	—	10,311	250
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	250	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	250	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	150	—	—	—	—	—	—
うち右記以外のエクスポージャー	100	5,890	—	5,890	—	5,890	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
うちSTC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—
うち不良債権証券化適用分	—	—	—	—	—	—	—
うちSTC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—					40,661	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和６年度〕

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,488	－		－		－		－		－		4,488		
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－		－		
国際決済銀行等向け	－	－		－		－		－		－		－		
	0%	10%	20%	50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の地方公共団体向け	7,541	－	－	－		－		－		－		7,541		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
我が国の政府関係機関向け	300	－	－	－		－		－		－		300		
地方三公社向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
	0%	20%	30%	50%		100%		150%		その他		合計		
国際開発銀行向け	－	－	－	－		－		－		－		－		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%		150%		その他		合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	112,248	－	－	－	－	－		－		－		112,248		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－		－		－		－		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%		100%		その他		合計		
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－		－		－		－		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%		その他		合計		
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	－	－	－	－	－		－		－		
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－		－		－		
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	－		－		－		－		－		－			
	－		－		150		－		－		150			
	45%		75%		100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	122				51			12			195		
（うちトランザクター向け）	7	－				－			－			7		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	53	－	－	－	－	－	－	10	63	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	47	－	－	－	－	－	47		
	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他		合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－		－		－		－		－		－		
	60%				その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－				－					
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	－			－			－			－				
	50%		100%		150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	2		－			49			－			52		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		2			－			－			2		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	459		－		－		－		－		459			
取立未済手形	－		－		35		－		－		35			
信用保証協会等による保証付	－		15,770		－		－		3		15,774			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－			
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－			

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	0	0
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	1,583	1,583
	リスク・ウェイト20%	－	23,580	23,580
	リスク・ウェイト35%	－	31	31
	リスク・ウェイト50%	－	4	4
	リスク・ウェイト75%	－	101	101
	リスク・ウェイト100%	－	5,121	5,121
	リスク・ウェイト150%	－	130	130
	リスク・ウェイト250%	－	10,311	10,311
	その他	－	1,647	1,647
リスク・ウェイト1250%				
計		－	42,513	42,513

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなど、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40％未満	141,259	－	－	140,924
40％～70％	50	75	10％	57
75％	115	104	10％	122
80％	－	0	11％	0
85％	－	－	－	－
90％～100％	54	－	10％	54
105％～130％	－	－	－	－
150％	49	0	10％	49
250％	150	－	－	150
400％	－	－	－	－
1250％	－	－	－	－
その他	0	12	10％	1
合計	141,680	192	10％	141,360

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政治関係機構、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	－	300	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向けおよび第一種 金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	7	－	－
抵当権住宅ローン	7	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証 券 化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	19	－	－
合 計	26	300	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機構向け	－	300	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12	－	－
自己居住用不動産等向け	10	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	22	300	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらをその他有価証券、系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 5 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非 上 場	4,275	4,275	4,275	4,275
合 計	4,275	4,275	4,275	4,275

- (注) 1. 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在するなかで金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を

採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加等によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点）

特段ありません。

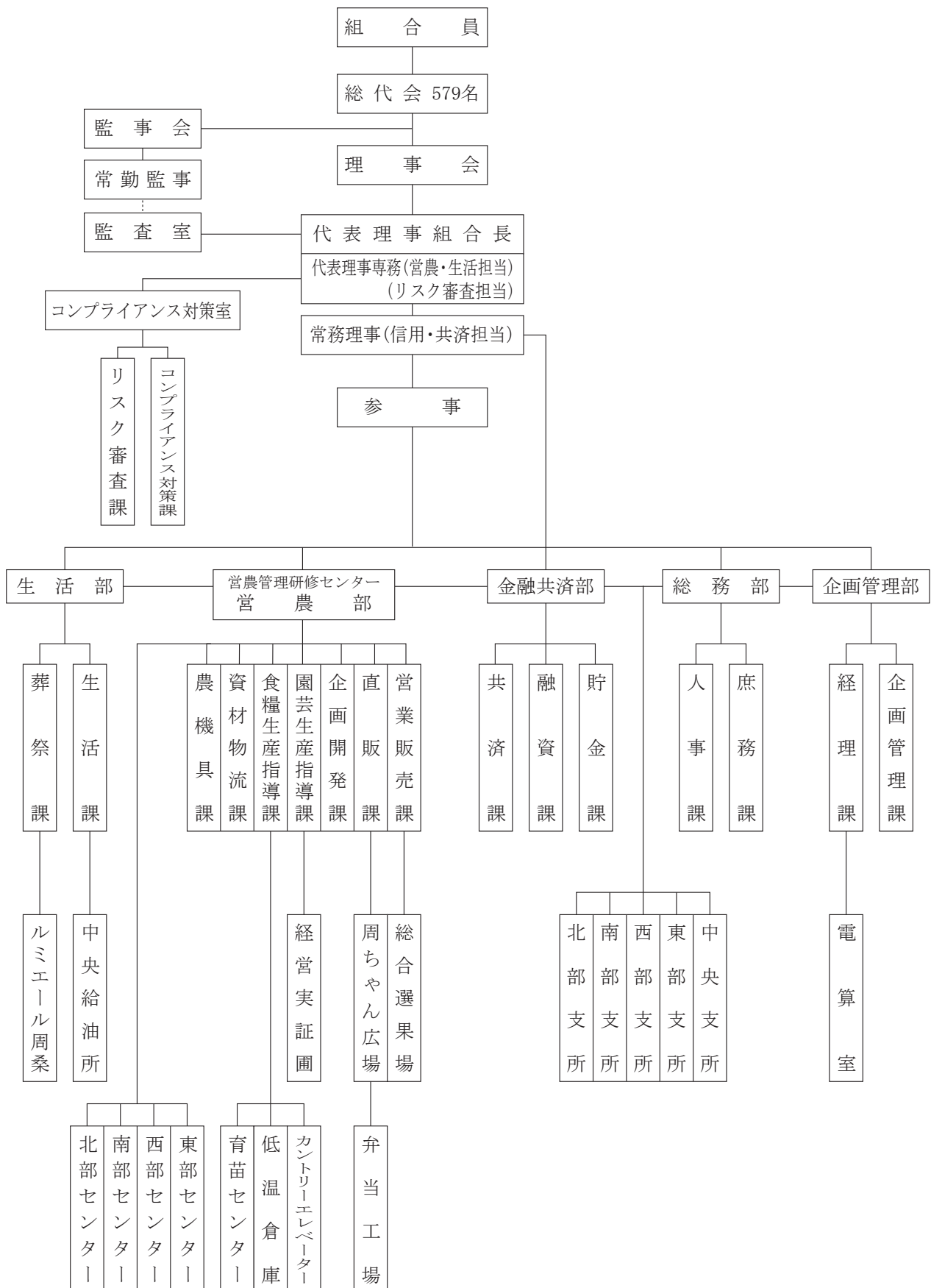
② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
順 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,361	1,611	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	88	18
3	スティープ化	1,691	1,801		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	309	145		
7	最大値	1,691	1,801		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,356		8,369	

【JA周桑の概要】

1. 機構図 (令和7年7月1日現在)



2. 役員一覧

(令和7年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	代表権の 有無	担 当 その他
代表理事組合長	檜 垣 純 二	常 勤	有	
代表理事専務	佐 伯 和 久	〃	〃	営 農・生 活 担 当 リ ス ク 審 査 担 当 理 事
常 務 理 事	近 藤 信 也	〃	無	実 務 精 通 役 員 信用・共済事業担当専任理事
理 事	渡 部 靖	非 常 勤	〃	筆 頭 理 事 者 実 践 的 能 力 者
〃	行 元 正 治	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	山 内 謙 治	〃	〃	実 践 的 能 力 者
〃	曾 我 一 夫	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	瓜 守 慎 吾	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	一 色 司	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	藤 田 幹 雄	〃	〃	
〃	莖 田 一 史	〃	〃	
〃	日 浅 公 之	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	山 内 肇	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	一 色 雅 典	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	廣 田 光 俊	〃	〃	実 践 的 能 力 者
〃	山 内 修 身	〃	〃	認 定 農 業 者
〃	北須賀 孝 子	〃	〃	実 践 的 能 力 者
〃	真 鍋 美 鈴	〃	〃	認 定 農 業 者
代 表 監 事	真 鍋 春 吉	〃		
常 勤 監 事	瀬 川 善 晴	常 勤		実 務 精 通 役 員
監 事	越 智 忠 美	非 常 勤		
〃	桑 原 茂 樹	〃		
〃	石 原 正 夫	〃		
〃	南 條 哲 朗	〃		員 外 監 事

(注) 当組合は当組合の理事および監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

3. 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

4. 主な施設のご案内

●本所・支所の所在地および郵便・電話・FAX番号表

名 称	所 在 地	郵便番号	N T T	F A X
本 所	西条市丹原町池田1701-1	791-0593	68-7800	68-3304
中 央 支 所			68-7012	68-1171
東 部 支 所	西条市三津屋南10-14	799-1353	64-2852	65-4706
西 部 支 所	西条市丹原町高松甲1514-1	791-0524	68-7078	68-1173
南 部 支 所	西条市小松町新屋敷甲1306-1	799-1101	72-2324	72-6257
北 部 支 所	西条市福成寺甲357-2	799-1316	66-5210	66-6254
生 活 部	西条市丹原町池田1701-1	791-0593	68-4884	68-3798
葬 祭 課 (ルミエール周桑)	西条市丹原町池田1704-1	791-0593	68-7681	68-3605

●事業場の所在地および郵便・電話・FAX番号表

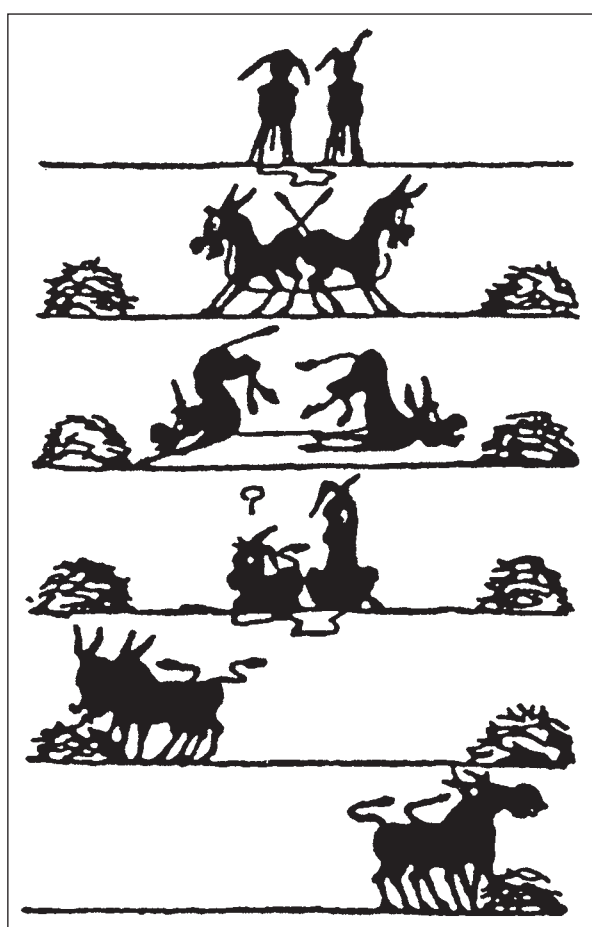
名 称	所 在 地	郵便番号	N T T	F A X
農 機 具 セ ン タ ー	西条市丹原町願連寺523-1	791-0502	68-7494	68-6459
営農管理研修センター	西条市丹原町願連寺527-1	791-0502	68-7812	68-3305
資 材 物 流 施 設			68-7735	68-7675
東 部 セ ン タ ー	西条市北条1460-1	799-1354	76-1130	76-1134
西 部 セ ン タ ー	西条市丹原町高松甲1518-1	791-0524	68-7689	68-3106
南 部 セ ン タ ー	西条市小松町大頭甲1042-1	799-1106	72-6208	72-6218
北 部 セ ン タ ー	西条市福成寺甲357-2	799-1316	76-5123	66-2386
カ ン ト リ ー エ レ ベ ー タ ー	西条市丹原町池田270	791-0508	76-1601	76-1602
低 温 倉 庫	西条市周布1771	799-1371	68-4722	68-4722
野 菜 集 出 荷 場	西条市丹原町願連寺527-1	791-0502	68-7812	68-3305
柿 選 果 場				
野 菜 予 冷 庫				
キウイフルーツ 低 温 貯 蔵 庫				
柿 選 別 貯 留 施 設				
育 苗 セ ン タ ー	西条市丹原町池田260-1	791-0508	68-0043	68-0043
直 販 所 (周 ち ゃ ん 広 場)	西条市丹原町池田290	791-0508	76-2022	76-2021
弁 当 工 房	西条市丹原町願連寺454-2	791-0502	76-8020	68-5999
中 央 給 油 所	西条市丹原町願連寺515-3	791-0502	68-7671	68-7671

●A T M設置所在地

稼働状況：平日・土曜・日曜・祝祭日 9:00～20:00

設 置 場 所	所 在 地
本 所 ・ 中 央 支 所	西条市丹原町池田1701-1
東 部 支 所	西条市三津屋南10-14
西 部 支 所	西条市丹原町高松甲1514-1
南 部 支 所	西条市小松町新屋敷甲1306-1
北 部 支 所	西条市福成寺甲357-2
中 川 地 区 (旧 中 川 支 所)	西条市丹原町石経831-1
石 根 地 区 (旧 石 根 支 所)	西条市小松町大頭甲239-2
周 布 地 区 (旧 周 布 支 所)	西条市周布1440-1
国 安 地 区 (旧 国 安 支 所)	西条市桑村134-1
吉 岡 地 区 (旧 吉 岡 支 所 前)	西条市上市甲870-1
三 芳 地 区 (旧 三 芳 支 所)	西条市三芳1132-1
楠 河 地 区 (旧河原津出張所)	西条市河原津甲132
徳 田 地 区 (旧 徳 田 支 所)	西条市丹原町古田甲549-1
壬 生 川 地 区 (旧仕出しセンター前)	西条市円海寺1-2
吉 井 地 区 (旧 吉 井 支 所)	西条市石田100-1

「協 同」



この絵は、お互いが身勝手にふるまうよりも力をあわせることの大切さを教えています。

